

令和7年度

# 福祉の概要

東根市健康福祉部

福 祉 課

# 東根市民憲章

わたくしたちは

明るく前進する東根市民であることに誇りを持ち  
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため

この憲章を定めます

- 一 自然を愛し 環境をとのえ  
美しいまちをつくります
- 一 奉仕と感謝の輪を広げ  
あたたかいまちをつくります
- 一 からだをきたえ 楽しく働き  
豊かなまちをつくります
- 一 教養を深め  
香り高い文化のまちをつくります
- 一 きまりを守り 進んで力をあわせ  
住みよいまちをつくります

昭和五十二年十一月三日  
市制施行二十周年記念制定

## 目 次

### 東根市の概況

1 東根市の地勢	1
2 人口等	1
3 民生費予算概要	5

### 福祉課の概要

1 福祉課の機構	7
2 主たる施策	10
1) 民生委員・児童委員の活動	10
2) 福祉推進員の活動	12
3) 身体障がい児・者の福祉	13
(1) 身体障害者相談員	14
(2) 身体障害者自立支援医療の給付	14
(3) 補装具費の支給	14
(4) 地域生活支援事業	15
(5) 特別障害者手当等の支給	18
(6) 市単独及び県助成事業	18
4) 知的障がい児・者の福祉	20
(1) 知的障害者相談員	20
(2) 障がい児通所支援	20
(3) 心身障害者扶養共済制度（山形県事業）	21
5) 精神障がい者の福祉	22
(1) 自立支援医療(精神通院)の給付状況	22
6) 自立支援給付	23
(1) 介護給付	23
(2) 訓練等給付	26
(3) 計画相談支援	29
7) 要援護対策	30
(1) 生活保護世帯と人数	30
(2) 扶助別人員数	30
(3) 世帯の労働力状況	31
(4) 世帯の類型別被保護世帯数	31
(5) 生活保護費支給状況	31
(6) 救護施設	32
(7) 中国残留邦人生活支援	32
(8) 生活困窮者自立支援	32

8) 高齢者の福祉	34
(1) 在宅福祉サービス	34
(2) 地域における生活支援	38
(3) 老人福祉施設入所状況	39
(4) 高齢者いきがい対策	40
(5) 敬老事業	41
(6) 敬老会共催事業	41
9) 介護保険業務	42
(1) 介護保険事業概要	43
(2) 低所得者利用者負担軽減対策認定者数	45
(3) 高額介護サービス費受給件数及び金額	45
(4) 高額医療合算介護サービス費受件数及び金額	45
(5) 特定入所者介護サービス費受給件数及び金額	45
(6) 地域包括支援センター	46
(7) 介護予防・生活支援サービス事業	46
(8) 一般介護予防事業	46
(9) 介護保険特別会計決算状況	47
10) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	48
(1) 戦没者・戦傷病者遺族援護件数	48
(2) その他の援護件数	48
(3) 一時帰国及び引揚者	48
11) 一時応急援護	48
12) 日本赤十字社関係	49
(1) 日赤社員の募集増強運動	49
(2) 義援金・救済金活動への取り組み	49
(3) 災害救護活動	49
(4) 会員に対する弔慰	50
(5) いのちと健康を守る講習	50
(6) 地域奉仕団活動の推進	50
(7) 血液事業の推進	50
13) 給付金等事業(物価高騰関連)	51
社会福祉法人 東根市社会福祉協議会の概要	52
制度の概要	64
市内の主な福祉施設一覧	79

# 東根市の概況

## 1 東根市の地勢

本市は山形県の中央部村山盆地に位置し、東に奥羽山脈、西に出羽丘陵を望み、南は天童市、西から北にかけて河北町、村山市、尾花沢市、東は宮城県仙台市と隣接しています。

地形は、白水川・村山野川・乱川の複合扇状地帯上に開け、東から西へ緩い傾斜をなしています。

気候は内陸性の気候区に属し、寒暖差が著しいものの比較的穏やかな自然条件に恵まれていますが、近年は気候変動を原因とする豪雨に伴う被害など、大規模な自然災害に見舞われています。

道路網は、中心部を国道13号が縦断し、東部には国道48号で仙台市と隣接、西部には国道287号が横断しており、東北中央自動車道の東根インターチェンジ及び東根北インターチェンジを有しています。更に、山形新幹線の停車駅であるJRさくらんぼ東根駅、山形県の空の玄関口である山形空港を擁し、県内高速交通網の要衝となっています。

このような特性を活かして、本市は、目指す都市像を「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」とした「第5次東根市総合計画」に基づくまちづくりに取り組んでいます。

## 2 人口等

### (1) 人口・世帯数の推移

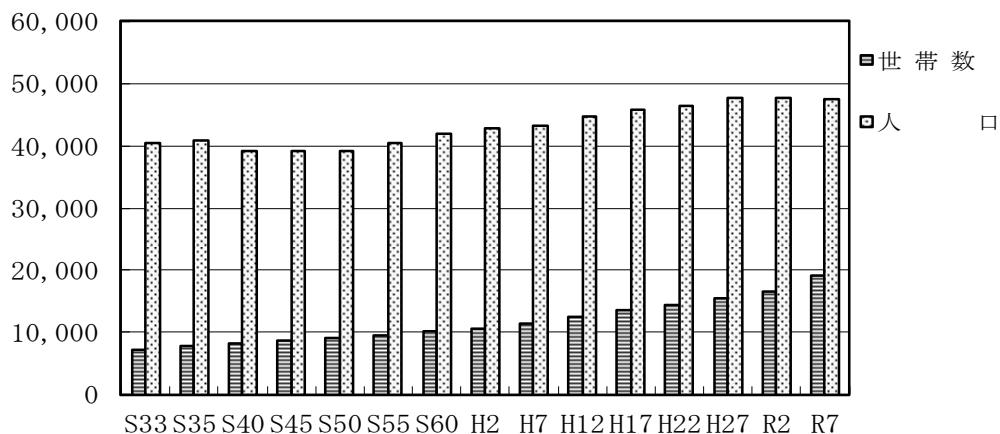
区分	世帯数	人口			1世帯あたりの人口	備考
		総数	男	女		
S33	7,263	40,445	19,607	20,838	5.6	市制施行年
S35	7,708	40,917	20,684	20,233	5.3	国勢調査年
S40	8,150	39,178	19,487	19,691	4.8	"
S45	8,648	39,113	19,584	19,529	4.5	"
S50	9,072	39,266	19,532	19,734	4.3	"
S55	9,590	40,559	20,247	20,312	4.2	"
S60	10,127	41,874	20,983	20,891	4.1	"
H2	10,552	42,751	21,316	21,435	4.1	"
H7	11,328	43,208	21,466	21,742	3.8	"
H12	12,575	44,800	22,385	22,415	3.6	"
H17	13,489	45,834	22,674	23,160	3.4	"
H22	14,388	46,414	22,934	23,480	3.2	"
H27	15,473	47,768	23,696	24,072	3.1	"
R2	16,573	47,682	23,525	24,157	2.9	"
R7	19,065	47,485	23,421	24,064	2.5	住民登録者

(各年10月1日現在)

※ 昭和29年8月1日 町村合併

※ 昭和33年11月3日 市制施行

人口・世帯数の推移



## (2) 年次別人口動態

(単位：件)

年 次		出 生			死 亡			自然増加	乳児死亡		周産期死 亡	死 産	婚 姻	離 婚
		総 数	男	女	総 数	男	女		4週未満					
1955	S30	754			337			417	51	26		146	330	19
1960	S35	758			297			461	16	11		97	373	33
1965	S40	624			286			338	8	5	11	61	323	14
1970	S45	546			301			245	5	1	4	29	311	26
1975	S50	574			270			304	5	5	9	36	286	30
1980	S55	563	289	274	325	168	157	238	6	2	5	36	259	24
1985	S60	512	284	228	272	151	121	240	3	3	6	30	321	36
1990	H 2	447	221	226	319	168	151	128	2	1	2	8	229	37
1995	H 7	433	208	225	347	179	168	86	1	-	3	16	271	47
2000	H12	444	233	211	381	204	177	63	2	1	1	12	317	83
2005	H17	432	216	216	442	251	191	△ 10	2	1	3	8	303	80
2006	H18	453	241	212	411	219	192	42	1	0	2	11	288	87
2007	H19	444	231	213	410	239	171	34	2	1	3	12	280	63
2008	H20	451	217	234	436	245	191	15	0	0	2	15	295	96
2009	H21	432	221	211	455	238	217	△ 23	1	1	2	7	292	71
2010	H22	470	243	227	449	243	206	21	2	2	6	14	291	72
2011	H23	450	223	227	494	247	247	△ 44	1	1	2	13	252	78
2012	H24	432	212	220	489	259	230	△ 57	2	1	1	12	313	82
2013	H25	436	219	217	491	265	226	△ 55	4	1	2	9	281	75
2014	H26	409	207	202	478	251	227	△ 69	0	0	1	8	264	79
2015	H27	462	229	233	511	272	239	△ 49	1	1	3	7	261	64
2016	H28	391	205	186	529	273	256	△ 138	2	1	2	13	266	58
2017	H29	434	219	215	528	270	258	△ 94	0	0	3	10	279	53
2018	H30	433	228	205	566	290	276	△ 133	1	0	1	5	248	74
2019	R1	382	194	188	573	274	299	△ 191	1	0	1	4	285	70
2020	R2	414	228	186	554	283	271	△ 140	1	1	1	6	216	62
2021	R3	380	183	197	552	274	278	△ 172	0	0	1	8	228	60
2022	R4	384	204	180	614	288	326	△ 230	2	1	2	6	195	66
2023	R5	318	150	168	627	283	344	△ 309	0	0	1	5	209	67
2024	R6	314	152	162	612	295	317	△ 298	1	1	1	4	232	67

出典：厚生労働省 人口動態統計（第2表、第5表-2、第6表-6）

※周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの。

(3) 東根市高齢者人口の推移

(各年4月1日現在)

	項目	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
市全体	総 数 (A)	47,476	47,530	47,614	47,630	47,576	47,777	47,738	47,503	47,437
	65歳以上 (B)	12,642	12,896	13,077	13,228	13,353	13,466	13,455	13,486	13,513
	75歳以上	6,909	6,975	7,012	7,027	6,954	6,976	7,140	7,243	7,404
	高齢化率 B/A(%)	26.63	27.13	27.46	27.77	28.07	28.19	28.19	28.39	28.49
	一人暮らし高齢者世帯 (C)	1,363	1,346	1,432	1,528	1,644	1,742	1,828	1,836	1,892
	C/B(%)	10.78	10.44	10.95	11.55	12.31	12.94	13.59	13.61	14.00
東根	高齢者夫婦世帯	1,304	1,429	1,473	1,513	1,570	1,627	1,648	1,691	1,761
	総 数 (F)	18,649	18,692	18,768	18,890	19,089	19,278	19,344	19,415	19,549
	65歳以上 (G)	4,805	4,900	5,001	5,082	5,144	5,196	5,210	5,215	5,241
	高齢化率 G/F(%)	25.77	26.21	26.65	26.90	26.95	26.95	26.93	26.86	26.81
	一人暮らし高齢者世帯	590	590	627	659	741	779	818	827	863
東郷	高齢者夫婦世帯	524	578	593	609	623	631	639	655	670
	総 数 (J)	2,975	2,923	2,842	2,763	2,695	2,650	2,576	2,529	2,449
	65歳以上 (K)	1,146	1,169	1,177	1,182	1,171	1,159	1,148	1,156	1,139
	高齢化率 K/J(%)	38.52	39.99	41.41	42.78	43.45	43.74	44.57	45.71	46.51
	一人暮らし高齢者世帯	109	113	124	129	121	132	137	137	135
高崎	高齢者夫婦世帯	97	95	101	113	116	120	121	126	131
	総 数 (N)	1,578	1,523	1,466	1,434	1,384	1,338	1,293	1,257	1,208
	65歳以上 (O)	609	598	594	608	610	614	605	592	577
	高齢化率 O/N(%)	38.59	39.26	40.52	42.40	44.08	45.89	46.79	47.10	47.76
	一人暮らし高齢者世帯	63	59	56	59	61	69	72	80	73
神町	高齢者夫婦世帯	54	58	62	64	65	68	73	65	66
	総 数 (R)	13,992	14,125	14,310	14,424	14,404	14,549	14,627	14,469	14,434
	65歳以上 (S)	2,780	2,818	2,841	2,869	2,881	2,938	2,953	2,966	3,025
	高齢化率 S/R(%)	19.87	19.95	19.85	19.89	20.00	20.19	20.19	20.50	20.96
	一人暮らし高齢者世帯	365	345	355	381	386	412	431	443	463
大富	高齢者夫婦世帯	310	344	351	360	367	395	401	405	437
	総 数 (V)	4,447	4,516	4,498	4,471	4,419	4,405	4,380	4,325	4,319
	65歳以上 (W)	1,271	1,347	1,379	1,406	1,422	1,425	1,424	1,431	1,420
	高齢化率 W/V(%)	28.58	29.83	30.66	31.45	32.18	32.35	32.51	33.09	32.88
	一人暮らし高齢者世帯	100	94	107	122	139	151	165	141	141
小田島	高齢者夫婦世帯	127	141	152	156	171	178	180	185	192
	総 数 (Z)	3,433	3,404	3,447	3,419	3,412	3,431	3,455	3,498	3,493
	65歳以上 (AA)	1,144	1,174	1,185	1,189	1,212	1,225	1,215	1,221	1,219
	高齢化率 AA/Z(%)	33.32	34.49	34.38	34.78	35.52	35.70	35.17	34.91	34.90
	一人暮らし高齢者世帯	81	87	102	107	121	119	122	121	127
長瀬	高齢者夫婦世帯	108	121	116	118	129	131	129	142	150
	総 数 (AD)	2,402	2,347	2,283	2,229	2,173	2,126	2,063	2,010	1,985
	65歳以上 (AE)	887	890	900	892	913	909	900	905	892
	高齢化率 AE/AD(%)	36.93	37.92	39.42	40.02	42.02	42.76	43.63	45.02	44.94
	一人暮らし高齢者世帯	55	58	61	71	75	80	83	87	90
	高齢者夫婦世帯	84	92	98	93	99	104	105	113	115

## (4) 県内13市の人暮らし高齢者等の状況

(令和6年4月1日現在)

	総人口	60歳以上 の人口	65歳以上 の人口	75歳以上 の人口	対総人口割合				65歳以上 一人暮らし 高齢者 数	対65歳人 口割合一 人暮らし 高齢者 数	75歳以上 一人暮らし 高齢者 数	対75歳人 口割合一 人暮らし 高齢者 (%)	高齢夫婦 世帯数	高齢者の み世帯数
					60歳以上 (%)	65歳以上 (%)	順位	75歳以上 (%)						
山形市	236,316	88,360	73,449	40,673	37.4	31.1	11	17.2	10,621	14.5	6,208	15.3	11,156	21,934
寒河江市	39,636	15,811	13,116	7,055	39.9	33.1	10	17.8	1,687	12.9	1,021	14.5	2,036	3,691
上山市	27,893	13,310	11,297	6,255	47.7	40.5	3	22.4	1,510	13.4	976	15.6	1,447	3,137
村山市	21,554	10,463	8,903	4,939	48.5	41.3	2	22.9	1,134	12.7	689	14.0	1,179	2,452
天童市	60,401	22,587	18,760	10,049	37.4	31.1	11	16.6	2,358	12.6	1,274	12.7	2,694	5,159
東根市	47,503	16,307	13,486	7,243	34.3	28.4	13	15.2	1,836	13.6	1,061	14.6	1,898	3,821
尾花沢市	13,837	7,157	6,103	3,278	51.7	44.1	1	23.7	743	12.2	383	11.7	779	1,589
新庄市	32,634	13,658	11,162	5,959	41.9	34.2	8	18.3	1,724	15.4	882	14.8	1,538	3,330
米沢市	75,189	30,101	24,946	13,713	40.0	33.2	9	18.2	3,293	13.2	1,726	12.6	3,247	6,537
長井市	24,639	10,886	9,176	5,030	44.2	37.2	5	20.4	1,323	14.4	712	14.2	1,085	2,345
南陽市	29,261	12,359	10,336	5,547	42.2	35.3	7	19.0	1,537	14.9	879	15.8	1,404	2,985
鶴岡市	117,821	51,014	42,740	23,112	43.3	36.3	6	19.6	5,372	12.6	3,803	16.5	4,094	10,098
酒田市	95,031	42,552	35,815	19,671	44.8	37.7	4	20.7	7,993	22.3	4,892	24.9	5,677	13,814
村山地域	511,905	204,820	171,147	93,558	40.0	33.4	—	18.3	22,945	13.4	13,333	14.3	24,766	48,579
最上地域	66,769	31,148	25,863	13,475	46.7	38.7	—	20.2	3,386	13.1	1,803	13.4	3,146	6,726
置賜地域	189,544	81,311	68,033	36,642	42.9	35.9	—	19.3	9,338	13.7	5,017	13.7	8,604	18,207
庄内地域	251,571	111,793	93,976	51,088	44.4	37.4	—	20.3	15,548	16.5	9,954	19.5	11,500	28,022
山形県	1,019,789	429,072	359,019	194,763	42.1	35.2	—	19.1	51,217	14.3	30,107	15.5	48,016	101,534

資料：山形県健康福祉部高齢者支援課 提供

- 各人口については、住民基本台帳による。
- 一人暮らし高齢者数及び高齢夫婦世帯数については、施設入所者を除く。
- 高齢夫婦世帯とは、男性65歳、女性60歳以上の夫婦のみの世帯である。
- 75歳以上の一人暮らし高齢者数は、65歳以上のうちの再掲である。

### 3 民生費予算概要（当初予算）

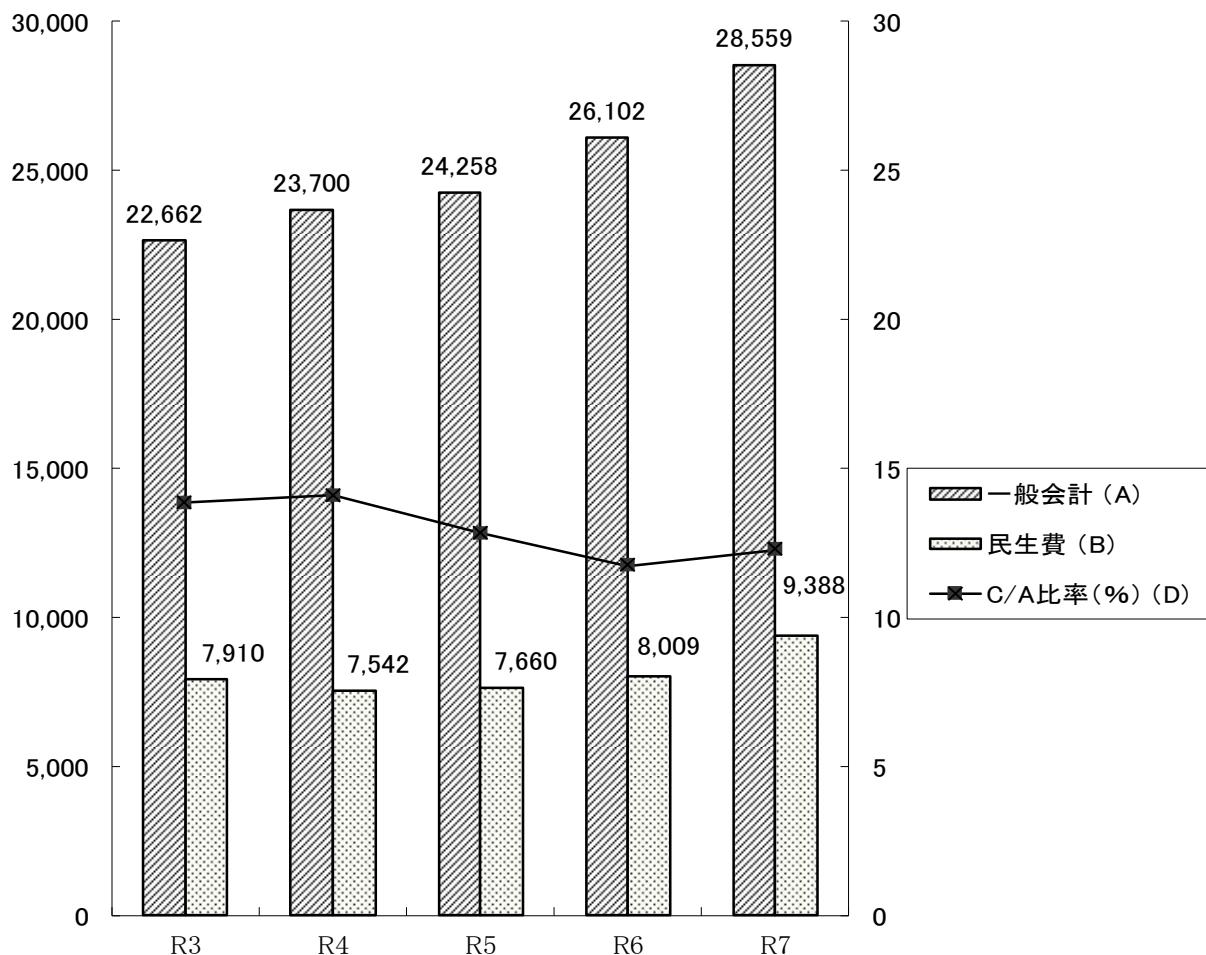
(単位：千円)

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7
一般会計 (A)		22,662,000	23,700,000	24,258,000	26,102,000	28,559,000
民生費 (B)		7,909,886	7,541,828	7,659,729	8,008,950	9,387,970
民生費のうち 福祉課分 (C)		3,137,929	3,341,036	3,112,683	3,063,346	3,500,582
C/A比率 (%) (D)		13.8	14.1	12.8	11.7	12.3

民生費の推移（当初予算）

(百万円)

(%)



※ 棒グラフ

一般会計総予算及び一般会計民生費予算

※ 折れ線グラフ

一般会計における民生費のうち福祉課分の占める割合

## 【民生費の内訳(福祉事務所関係)】

(単位:千円)

区分	年度	R5	R6	R7	対前年比 (%)
社会福祉費	社会福祉総務費	1,190,560	1,226,013	1,250,984	102.0%
	社会福祉施設費	429,855	336,390	481,609	143.2%
	身体障害者福祉費	34,311	33,754	34,614	102.5%
	障害者自立支援費	726,042	727,353	787,198	108.2%
	地域生活支援費	39,935	40,421	41,223	102.0%
	老人福祉費	231,679	200,355	184,045	91.9%
	計	2,652,382	2,564,286	2,779,673	108.4%
児童福祉費	児童福祉総務費	1,237,655	1,276,952	1,679,661	131.5%
	保育所費	2,053,214	2,404,891	3,100,948	128.9%
	児童館費	330,945	340,466	363,477	106.8%
	母子福祉費	15,649	16,284	14,630	89.8%
	児童福祉施設費	5,602	11,690	21,443	183.4%
	計	3,643,065	4,050,283	5,180,159	127.9%
生活保護費	生活保護総務費	24,978	20,046	23,201	115.7%
	扶助費	279,441	279,441	258,499	92.5%
	計	304,419	299,487	281,700	94.1%
災害救助費		10	10	10	100.0%
合 計		6,599,876	6,914,066	8,241,542	119.2%

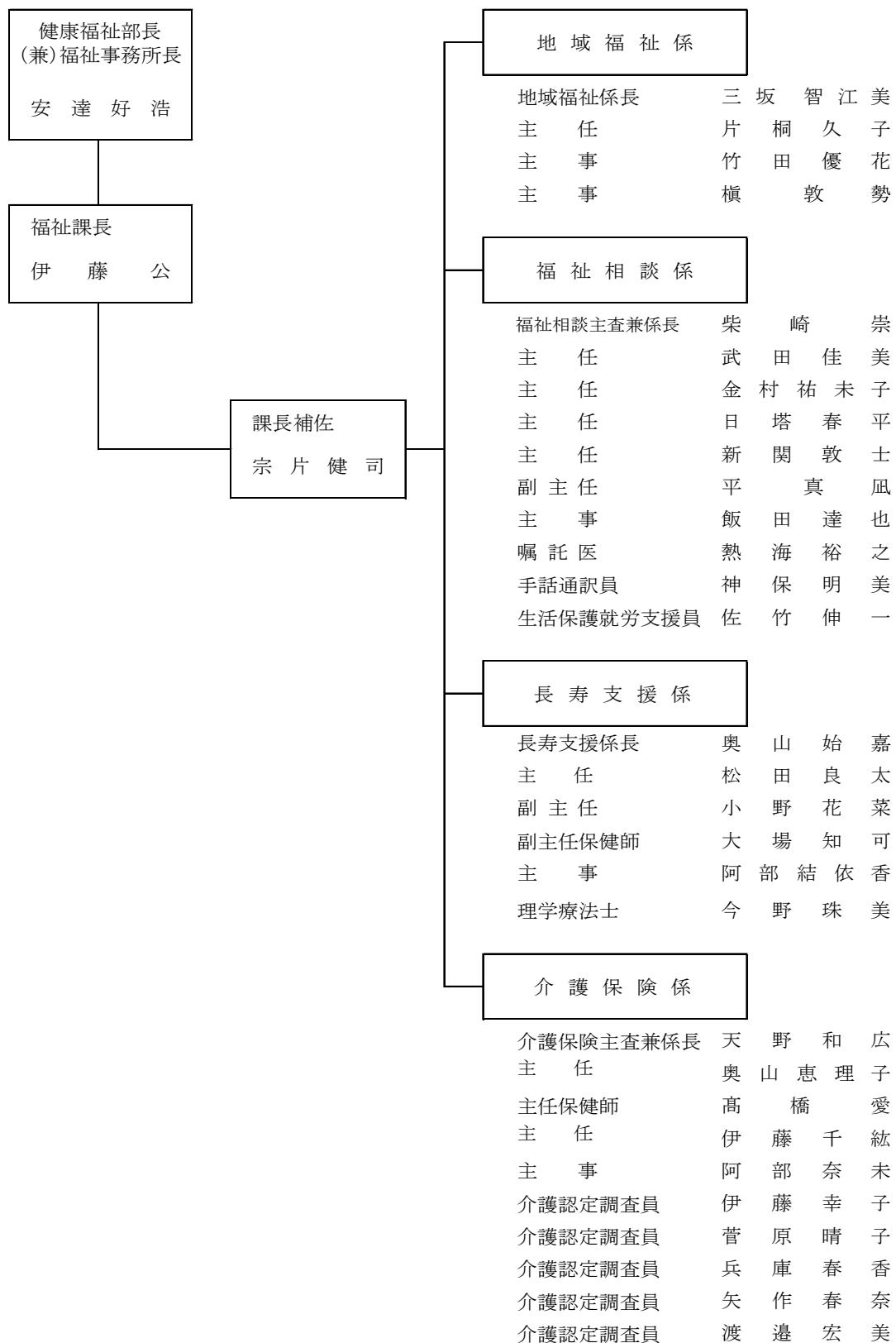


# 福祉課の概要

## 1 福祉課の機構

### 1) 組織図

(令和7年4月1日現在)



## 2) 福祉課事務分掌

### 地域福祉係

- ア 福祉統計及び諸報告に関すること。
- イ 民生委員・児童委員に関すること。
- ウ 地域高齢者の福祉に関すること。
- エ 旧軍人等の恩給及び戦没者等の遺族に関すること。
- オ 災害救助に関すること。
- カ 行旅病死人に関すること。
- キ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- ク 日本赤十字社の業務に関すること。
- ケ 福祉団体の育成に関すること。
- コ 児童手当等に関すること。
- サ 地域福祉計画に関すること。
- シ 福祉バスの運行に関すること。
- ス 社会福祉法人に関すること。
- セ 部内の連絡調整並びに庶務に関すること。

### 福祉相談係

- ア 障害者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- イ 生活保護法に基づく保護の決定及び実施に関すること。
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援の決定及び実施に関すること。
- エ 身体障害者福祉法に関すること。
- オ 知的障害者福祉法に関すること。
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。
- キ 特別児童扶養手当等及び重度心身障害児養育手当並びに扶養共済制度に関すること。
- ク 保護金品の支給に関すること。
- ケ 指定医療機関・指定介護機関に関すること。
- コ 障害者の社会参加に関すること。
- サ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関すること。
- シ 引揚者及び未帰還者に関すること。

### 長寿支援係

- ア 老人福祉計画に関すること。
- イ 高齢者虐待防止法に関すること。
- ウ 高齢者の在宅福祉に関すること。
- エ 老人福祉法による措置に関すること。
- オ 社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）に関すること。
- カ 地域支援事業に関すること。
- キ 地域包括ケアに関すること。

### 介護保険係

- ア 介護保険事業計画に関すること。
- イ 介護保険の被保険者の資格管理に関すること。
- ウ 要支援及び要介護の認定に関すること。
- エ 介護保険の保険給付及び給付管理に関すること。
- オ 介護保険の趣旨普及に関すること。
- カ 介護サービスの実施に関すること。
- キ 介護サービスの評価に関すること。
- ク 介護保険特別会計に関すること。
- ケ 介護給付適正化に関すること。
- コ 介護保険事業所に関すること。

## 2 主たる施策

### 1) 民生委員・児童委員の活動

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねています。こども家庭庁の創設により、「児童委員」はこども家庭庁が所管することとなります。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。また、一部の児童委員は児童に関する事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員は定員 98 名（うち主任児童委員 11 名）で、7 地域の民生委員児童委員協議会、5 単位民生委員児童委員協議会を組織しています。

また、地域福祉部会・老人福祉部会・児童福祉部会の専門部を設け、それぞれ積極的に地域福祉活動を推進しています。

加えて、地域福祉相談員として高齢者世帯及び支援を要する子育て世帯を訪問し、各種の相談に応ずるとともに、社会参加を推進しています。

【単位民児協別民生委員児童委員数】

区分	北部 民協	中部 民協	東部 民協		南部 民協	西部 民協			合 計
	東根		東郷	高崎	神町	大富	小田島	長瀬	
委員数	18	15	8	5	19	7	6	5	83
男	6	9	1	1	3	4	3	2	29
女	12	6	7	4	16	3	3	3	54

欠員 4 人（令和 7 年 9 月 1 日現在）

【単位民児協別主任児童委員数】

区分	北部 民協	中部 民協	東部 民協	南部 民協	西部 民協	合計
委員数	2	2	2	2	3	11
男	1	1	0	1	3	6
女	1	1	2	1	0	5

（令和 7 年 9 月 1 日現在）

【民生委員・児童委員の活動状況】

区分		年度	R 4	R 5	R 6
		総件数	総件数	総件数	総件数
相談・支援件数	～内容別～	在宅福祉	449	544	443
		介護保険	76	122	82
		健康・保健医療	270	239	249
		子育て・母子保健	62	14	16
		子どもの地域生活	52	72	63
		子どもの教育・学校生活	72	32	61
		生活費	46	34	36
		年金・保険	6	15	2
		仕事	7	18	18
		家族関係	86	106	68
		住居	32	27	12
		生活環境	214	173	164
		日常的な支援	686	508	483
	(分野別)	その他	857	731	667
		計	2,915	2,635	2,364
		高齢者に関すること	2,266	1,966	1,696
		障害者に関すること	77	65	73
		子どもに関すること	212	136	173
その他の活動件数	その他	その他	360	468	422
		計	2,915	2,635	2,364
		調査・実態把握	2,161	1,576	1,462
		行事・事業・会議への参加・協力	2,021	2,546	2,345
		地域福祉活動・自主活動	3,820	4,123	4,482
	訪問回数	民児協運営・研修	2,470	2,947	2,480
		証明事務	145	112	137
連絡調整回数	要保護児童の発見の通告・仲介		10	20	32
	訪問回数	訪問・連絡活動	12,110	11,104	9,915
		その他	5,544	6,301	5,965
	連絡調整回数	委員相互	3,395	3,498	3,506
		その他の関係機関	4,398	4,255	4,178
活動日数			12,114	12,031	11,990

## 2 ) 福祉推進員の活動

地域福祉の担い手として活動する「福祉推進員」の設置を市内全城に拡充し、地域が本来持っている「互いに助け合う力」によって、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

福祉推進員は、東根市社会福祉協議会の支援を受けながら、民生委員・児童委員と共に、身近な地域で支援を必要とする方への声かけや見守りなどの福祉活動を行っています。令和7年4月1日現在、148地区に145名の福祉推進員が設置されています。

### 3) 身体障がい児・者の福祉

身体障がい（児）者がその障がいを克服し社会的に更生するのを助け、安定した日常生活を過ごすことができるよう、身体障害者福祉法に基づき、必要な支援を行います。

#### 【身体障害者手帳交付状況】

身体に障がいのある人は、県知事の指定する医師の診断書を添えて、県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができます。

等 級 障害部位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
視 覚	26	22	2	7	6	2	65	3.7
聴覚平衡	12	38	22	46	1	53	172	9.7
音声言語	2	0	10	7	0	0	19	1.1
肢 体	157	115	133	254	189	103	951	53.7
内 部	337	10	77	138	0	0	562	31.8
計	534	185	244	452	196	158	1,769	
比 率	30.1%	10.5%	13.8%	25.6%	11.1%	8.9%	100%	

(令和7年3月31日現在)

#### 【身体障害者手帳申請件数】

項目 年度	新規交付	障害程度変更・障害名変更 追加・紛失・破損等再交付	転出返還等	転入
R 2	126	99	176	17
R 3	122	127	184	17
R 4	124	106	181	22
R 5	117	78	158	12
R 6	128	94	196	13

### (1) 身体障害者相談員

身体障がい者の福祉の向上を図るため、相談員（市委嘱）6人を配置し、個々の相談業務を行っています。

### (2) 身体障害者自立支援医療の給付

身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするために医療等の給付を受けることができます。

#### ① 更生医療

項目 年度	実人数	レセプト件数	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
R 2	114	842	20, 614, 879	105. 4
R 3	107	840	15, 504, 294	75. 2
R 4	130	945	15, 677, 214	101. 1
R 5	137	1, 101	17, 251, 793	110. 0
R 6	123	909	14, 351, 080	83. 2

#### ② 育成医療

項目 年度	実人数	レセプト件数	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
R 2	10	16	706, 483	84. 1
R 3	14	23	727, 103	102. 9
R 4	5	7	190, 184	26. 2
R 5	1	6	163, 770	86. 1
R 6	9	18	474, 557	289. 8

### (3) 换装具費の支給（身体障害者換装具交付及び修理費）

補聴器、義肢、装具、車いす等換装具の交付もしくは修理を受けることができます。

項目 年度	交付・修理件数	公費支出額 (円)	対前年比 (%)
R 2	75	9, 576, 880	117. 1
R 3	92	12, 463, 728	130. 1
R 4	84	12, 878, 745	103. 3
R 5	73	8, 312, 601	64. 5
R 6	76	9, 891, 775	119. 0

## ( 4 ) 地域生活支援事業

### ① 相談支援事業

障がい（児）者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう障がい（児）者やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

項目 年度	相談支援事業所（事業団）		相談支援事業所（民間）等	
	年間実人數	支出額 ( 円 )	月間実人數 累計	支出額 ( 円 )
R 2	21	554,000	403	4,030,000
R 3	16	1,024,000	420	4,200,000
R 4	23	1,024,000	425	4,250,000
R 5	21	1,024,000	401	4,010,000
R 6	24	1,126,400	413	4,543,000

### ② 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより生活の便宜を図ります。

#### 【 給付状況 】

( 単位 : 件 )

種別 年度	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・ 意思疎通 支援用具	排泄管理 支援用具	住宅 改修費
R 2	2	3	5	12	536	1
R 3	4	10	5	12	569	3
R 4	8	6	3	6	518	1
R 5	3	6	5	5	502	4
R 6	3	2	7	5	478	2

( 単位 : 円 )

年度 項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
公費 支出額	10,337,044	11,676,738	10,981,476	10,806,566	10,215,955
利用者 負担額	360,511	434,166	333,376	398,433	375,776

### ③ 地域活動支援センター事業

障がい者等の通所を行い、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を図り地域活動センターの機能を充実・強化し、障がい者の生活の支援を図ります。

項目 年度	委託料（円）
R 2	2,313,000
R 3	2,327,000
R 4	2,359,000
R 5	2,387,000
R 6	2,387,000

### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

項目 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 数	14	16	17	14	13
支出額（円）	402,804	596,628	687,285	744,021	689,544

### ⑤ 通学支援事業

市が指定する特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに市内小学校及び中学校に設置した特別支援学級に在籍する児童及び生徒の通学のために送迎を行う保護者に対し、通学に係る支援を実施することで、送迎に係る保護者の負担軽減を図ります。

項目 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 数	28	28	26	27	31
支出額（円）	7,839,880	8,831,030	7,595,470	7,816,390	8,748,320

### ⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳等派遣）

身体障害者手帳を有する聴覚障がい者が円滑な意思の疎通を図るうえで障がいがあるときに手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の福祉増進に資することを目的としています。

項目 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
派遣回数	53	68	67	88	63
派遣時間（h）	161.5	150.0	168.0	232.0	176.0

#### ⑦訪問入浴（任意事業）

身体障がい者の居宅を訪問し、居宅において入浴サービスを提供することで、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

年度 項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 数	0	1	2	3	1
支出額（円）	0	226,800	283,500	1,043,280	512,730

#### ⑧日中一時支援事業（任意事業）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

年度 項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 数	2	2	1	2	4
支出額（円）	108,468	49,626	8,010	29,205	33,408

#### ⑨社会参加促進事業（任意事業）

##### 手話奉仕員養成事業

指定カリキュラムにより、聴覚障がい者の生活に関する福祉制度について理解し、日常会話の表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

#### ⑩社会参加促進事業（任意事業）

##### 身体障害者用自動車車両改造等助成事業

重度身体障がい者又は重度身体障がい者と生計を一にする人が、就労や介護等に伴い所有又は取得する自動車を改造する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図ります。

年度	本人（人）	介護用（人）
R 2	2	0
R 3	1	0
R 4	2	1
R 5	1	0
R 6	2	2

## ( 5 ) 特別障害者手当等の支給

在宅の特別障がい児・者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。

(単位：人)

年 度	受給者の内訳			受給者 合計
	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過措置福祉手当	
R 2	28	35	1	64
R 3	35	37	0	72
R 4	33	39	0	72
R 5	35	38	0	73
R 6	33	34	0	67

(令和7年3月31日現在)

## ( 6 ) 市単独及び県助成事業

### ① 重度脊髄損傷者等日常生活維持費支給事業（市単独）

重度脊髄損傷者・けい椎損傷者及び自立して車いすで生活している人に対し、日常生活維持費を支給します。

- ・年額 30,000円（月額 2,500円）
- ・支給月 9月・3月

年 度	人 数	支 給 額 ( 円 )
R 2	19	537,500
R 3	19	547,500
R 4	18	465,000
R 5	18	452,500
R 6	16	450,000

### ② 福祉タクシー利用及び給油助成事業（市単独）

小型タクシー券1枚あたり500円、リフト付タクシー券1枚あたり3,000円、自家用車の給油1回につき500円を助成し身体障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図ります。

年 度	人 数	支 給 額 ( 円 )
R 2	704	6,628,000
R 3	698	6,628,000
R 4	683	6,293,000
R 5	660	6,325,500
R 6	651	6,636,000

### ③人工透析患者通院交通費助成事業（市及び県交付金）

腎臓機能障害により、身体障害者手帳を交付された人が、交通機関（自家用自動車を含む）を利用して通院した場合に交通費を助成します。（ただし、本人及び同居世帯生計中心者の前年分所得税非課税の人のみ該当）

- 助成額：通院交通費（自家用自動車による場合は、1kmあたり15円で計算した額）の実支出額と次に定める交付基準額を比較したいずれか低い方の額

通院距離（往復）	基準月額（円）
15km未満	1,500
15km以上30km未満	2,000
30km以上	3,000

#### 【支給状況】

年度	実人数	支給額（円）
R2	22	444,381
R3	25	512,515
R4	24	476,723
R5	24	447,706
R6	30	578,246

### ④在宅酸素療法者支援事業（市及び県交付金）

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者（呼吸器機能障害身体障害者手帳所持者）に対し、助成金を支給します。（ただし、医療費負担軽減制度該当者を除く）

- 支給額：月4,000円

### ⑤心身障害者おむつ支給事業（市・県交付金及び市単独）

常時失禁状態にある心身障がい児・者に対し、おむつ給付券を支給します。

- 所得税非課税世帯 支給額：月7,500円（市・県）
- 所得税課税世帯 支給額：月4,000円（市単独）

## 4) 知的障がい児・者の福祉

### 【療育手帳交付状況】

知的障がい（児）者に対して、一貫した指導相談を行うとともに、各種の支援サービスを受けやすくするため、手帳を交付します。なお、手帳交付の可否判定は、中央児童相談所及び知的障がい者更生相談所が行います。

(単位：件)

年齢区分	18歳未満		18歳以上		計	
障害程度	A	B	A	B	A	B
交付件数	26	60	88	180	114	240
	86		268		354	

(令和7年3月31日現在)

### 【療育手帳申請件数】

(単位：件)

項目	新規交付	死亡	返還	転入	再交付	その他
件数	16	4	2	10	3	3

(令和6年度)

### (1) 知的障害者相談員

知的障がい者の福祉の向上を図るため、相談員（外部事業所）2人を配置し、個々の相談業務を行っています。

### (2) 障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

身体・知的・精神に障がいのある児童を対象に日常生活基本動作指導や集団生活への適応訓練などを行います。

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	68	児童発達支援センターつながる、ピースひがしね、アーチ、アーチ天童、こまくさ学園、セカンドハウス彩祐結、音楽なかまプリモ、ういる天童、療育センター、村山市社協いずみ、「クラ・ゼミ」天童校・天童中央校・寒河江校 等
R 3	76	
R 4	78	
R 5	86	
R 6	88	

## ②放課後等デイサービス

身体・知的・精神に障がいのある障がい児（学校教育法に規定する学校に就学）を対象に生活能力向上訓練や社会との交流促進等を行います。

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	99	
R 3	117	
R 4	112	
R 5	133	
R 6	161	つながるチャコ第1・第2・第3教室、つながるゼミナール、ピースひがしね、大けやき、Harmony、Harmony天童・天笑・天天、アーチ、アーチ鈴川・天童、音楽なかまプリモ、ドレミ、村山市社協たいよう・おひさま、「クラ・ゼミ」天童校・天童中央校・寒河江校、リニエプラッツやまがた、スパークランド山形、ライフサポート縁、つぼみ 等

## ③医療型児童発達支援

上肢、下肢、体幹機能障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
支給決定者数	0	0	0	1	2

## ④保育所等訪問

保育所や小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
支給決定者数	32	41	44	56	65

## (3) 心身障害者扶養共済制度（山形県事業）

障がい者の将来のため扶養者がこの制度に加入して、途中において加入者（扶養者）自身が障がい者になる又は、加入者（扶養者）が障がい者より先に死亡した場合、障がい者に障害年金を支給します。

年金額・・・1口月 20,000円  
2口月 40,000円

（令和7年3月31日現在）

年 齢	月額(円)
35歳未満	9,300
35歳～39歳	11,400
40歳～44歳	14,300
45歳～49歳	17,300
50歳～54歳	18,800
55歳～59歳	20,700
60歳～64歳	23,300

加入者数	年金受給者数
10	15

## 5 ) 精神障がい者の福祉

平成 11 年の精神保健福祉法の改正に伴い、平成 14 年度から、市の事業として精神障害者居宅生活支援事業が実施され、通院医療費公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る事務並びに社会復帰施設等の利用に関する相談、助言、斡旋等の業務が保健所から市へ業務移管されました。

さらに、平成 18 年度から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正に伴い、通院医療費公費負担制度が大きく変わり、精神通院医療費の全体の 10% の負担かつ患者の世帯収入に応じた応益負担に変更されました。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】 (単位:人)

年度	1 級	2 級	3 級	合計
R 2	37	90	56	183
R 3	38	92	68	198
R 4	37	114	84	235
R 5	35	129	91	255
R 6	31	137	103	271

### ( 1 ) 自立支援医療（精神通院）の給付状況

精神の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けた場合に支給されます。実施主体は山形県（精神保健福祉センター）です。

「重度かつ継続」とは、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、一定の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院治療を要すると判断された人や医療保険の高額療養費で多数該当の人が対象となります。

【自立支援医療（精神通院）受給者数】 (単位:人)

年度	重度かつ継続	その他	合計
R 2	243	73	316
R 3	306	99	405
R 4	325	110	435
R 5	458	76	534
R 6	412	152	564

## 6 ) 自立支援給付

### ( 1 ) 介護給付

<訪問系サービス>

#### ① 居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	39	東根市社会福祉協議会、ニチイケアセンター東根、ニチイケアセンター東根北、ニチイケアセンター村山、にこにこヘルパーステーション、訪問看護ステーションなごみ、SOMPO ケア天童訪問介護(天童市)、訪問介護こころ(山形市)、介護クラーク仙台青葉(仙台市)等
R 3	44	
R 4	53	
R 5	50	
R 6	53	

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	2	訪問介護こころ(山形市)
R 3	3	
R 4	3	
R 5	2	
R 6	2	

#### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	7	向陽園ホームヘルプステーション心音(山形市)、山形市社会福祉協議会(山形市)、訪問介護こころ(山形市)、みづき介護サービス(寒河江市)
R 3	7	
R 4	8	
R 5	7	
R 6	6	

## <日中活動系サービス>

### ① 療養介護

病院などの施設で、おもに日中の機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	5	国立病院機構山形病院(山形市)、国立病院機構米沢病院(米沢市)
R 3	5	
R 4	6	
R 5	6	
R 6	7	

### ② 生活介護

常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	85	東根市:大けやきの家、ピースひがしね・村山市:わっしょい!、ライフサポート縁・大石田町:水明苑・尾花沢市:新生園・舟形町:光生園・戸沢村:清流園・酒田市:和光園・大江町:らふらんす大江・山形市:山形県リハビリセンター、いきいきの郷、すげさわの丘、サービスワークポケット・上山市:山形育成園・南陽市:南陽の里・川西町:しおり、ひめゆり寮、しらさぎ寮、まつのみ寮、希望が丘デイサポートまつかぜ・米沢市:松風園、梓園、栄光園・寒河江市:さくらんぼ共生園・天童市:ピース天童、障害福祉サービス事業所きらり・埼玉県川口市:理光
R 3	92	
R 4	87	
R 5	90	
R 6	90	

### ③ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	47	光生園(舟形町)、いきいきの郷(山形市)、総合療育訓練センター(上山市)、すげさわの丘(山形市)、らふらんす大江(大江町)、ワークショップ明星園(山形市)、ショートステイ清幸園(天童市)、みやま荘短期入所事業所(河北町)、水明苑(大石田町)、新生園(尾花沢市)
R 3	46	
R 4	51	
R 5	52	
R 6	57	

<居住系サービス>

① 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行うもの

施設名	所在地	利用者数
障害者支援施設いきいきの郷	山形市	3
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	山形市	6
山形県立梓園	米沢市	1
しうがい者支援施設栄光園	米沢市	2
しうがい者支援施設松風園	米沢市	2
山形育成園	上山市	1
指定障害者支援施設水明苑	大石田町	2
山形県総合コロニー希望が丘まつのみ寮	川西町	3
山形県総合コロニー希望ヶ丘ひめゆり寮	川西町	3
山形県総合コロニー希望ヶ丘しらさぎ寮	川西町	2
山形県総合コロニー希望ヶ丘しおり	川西町	2
障害者入所施設らふらんす大江	大江町	1
障がい者支援施設光生園	舟形町	6
指定障害者支援施設清流園	戸沢村	3
障害者支援施設新生園	尾花沢市	14
障害者支援施設理光	埼玉県川口市	1
国立障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市	1
計		53

(令和7年3月31日現在)

## (2) 訓練等給付

### <日中活動系サービス>

#### ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定の支援計画に基づき行うもの

種類	年度	支給決定者数	利用事業所
機能訓練	R 2	0	
	R 3	0	
	R 4	0	
	R 5	0	
	R 6	0	
生活訓練	R 2	3	つながるアカデミー むすび深町（山形市）
	R 3	6	
	R 4	5	
	R 5	4	
	R 6	2	

#### ② 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで、適正にあった就労ができるよう支援を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	13	つながるアカデミー、ピース大林、ピース本町 (新庄市)、むすび(寒河江市)、チャレンジド ジャパン山形センター、manaby 山形営業所(山 形市)、ライムハウス(新庄市)、天童ひまわり 園(天童市)
R 3	14	
R 4	10	
R 5	15	
R 6	15	

### ③ 就労継続支援 A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することにより、その知識及び能力の向上に必要な訓練等を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	36	ピース大林、ピース楯岡（村山市）、エポック（新庄市）、ピース五日町（新庄市）、ピースしみず（新庄市）、エフピコ愛パック（寒河江市）、カイセイ（山形市）、カルム（山形市）
R 3	39	
R 4	35	
R 5	37	
R 6	31	

### ④ 就労継続支援 B型

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	74	こすもすの家、大けやきの家、つながるアカデミー、うぶ、ナイスフォーメーション、わっしょい！（村山市）、ピース楯岡（村山市）、ピース本町（新庄市）、すべてっぷハウス（新庄市）、のどか（河北町）、ピース河北（河北町）、ひだまり（河北町）、すまいるわーく（尾花沢市）、ライフサポート杏の里（長井市）、山形県リハビリセンター（山形市）、蔵王の恵農園（山形市）、すべてっぷ（米沢市）、ピース天童（天童市）、チョコてんどう（天童市）、ジョブタス天童事業所（天童市） 等
R 3	80	
R 4	93	
R 5	100	
R 6	122	

<居住系サービス>

①宿泊型自立訓練

知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定の期間、夜間における地域生活のための訓練を行うもの

年度	支給決定者数	利用事業所
R 2	2	蔵王通勤寮(山形市)、むすび深町(山形市)
R 3	2	
R 4	2	
R 5	3	
R 6	4	

②共同生活援助（グループホーム）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行うもの

事業所名	所在地	利用者数
グループホーム江南	山形市	1
ハイツM 2号棟	米沢市	2
グループホームピース	新庄市	10
泉荘共同生活事業所	長井市	1
みやま荘共同生活事業所	河北町	1
希望が丘共同生活事業所	川西町	2
おあしす・はぴねす	天童市	3
けやきの杜	村山市	1
ねまりや	尾花沢市	1
きぼう	尾花沢市	3
仲町ホーム	酒田市	1
グループホームよつば	山形市	1
障害者グループホーム LIFE	仙台市	1
計		28

(令和7年3月31日現在)

### ( 3 ) 計画相談支援

障がい者が、障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかるサービス等利用計画の作成や利用調整などの支援を行うもの

年度	利用者数（障がい者）	利用者数（障がい児）
R 2	249	169
R 3	276	196
R 4	282	196
R 5	293	223
R 6	311	199

#### 利用相談支援事業所

##### ○ 障がい者

東根市内：りいぶる、大けやきの家、つながるあかり  
市外：村山市社会福祉協議会（村山市）、虹（大石田町）、新生園（尾花沢市）、光生園（舟形町）、ピース（新庄市）、あかつき（戸沢村）、和光園（酒田市）、ういんず（河北町）、地域生活支援センタ一天花（天童市）、山形県リハビリセンター（山形市）、ゆあーず（山形市）、すげさわの丘「ふらっと」（山形市）、いきいきの郷（山形市）、おきたま（長井市）、すてっぷ（米沢市）、あずさ（米沢市）、ともの家（米沢市）、山形県上山地域相談センターやまがた（上山市）、いぶき（村山市）、むすび（寒河江市）、らふらんす大江（大江町）、一柳（鶴岡市）等

##### ○ 障がい児

東根市内：つながるあかり、大けやきの家

市外：村山市社会福祉協議会・いぶき（村山市）、天花・きらり・山形コロニ一天童（天童市）、ひだまり（河北町）、彩祐結（山形市）、リニエ相談支援かみのやま（上山市）

## **7 ) 要援護対策**

生活保護法は、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに被保護者の自立を助長することを目的としています。

本市の生活保護世帯・人数及び保護率の推移は、令和元年度に減少傾向となり、その後は横ばいであります。令和 6 年度末では 135 世帯 154 人、保護率は 0.33% となっています。

県全体から見ると低い保護率ですが、高齢化社会の急速な進展や不透明な景気の影響もあり、生活相談に来所するケースは増加しています。

### **( 1 ) 生活保護世帯と人数**

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世帯数	121	114	113	118	135
人 数	133	126	126	134	154
保護率(%) [市]	0.28	0.27	0.26	0.28	0.33
保護率(%) [県平均]	0.73	0.74	0.74	0.74	0.74

( 各年度 3 月分報告例による )

### **( 2 ) 扶助別人員数**

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
保護人員	133	126	126	134	154
生活扶助	110	98	111	117	135
住宅扶助	90	83	93	97	114
教育扶助	1	1	1	0	4
介護扶助	24	27	29	31	28
医療扶助	107	106	104	115	126
医療扶助人員率	80.5	84.1	82.5	85.8	81.8

( 各年度 3 月分報告例による )

\* 医療扶助人員率 = 医療扶助人員数 ÷ 保護人員数

( 3 ) 世帯の労働力状況

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
保護世帯数		121	114	113	118	135
世帯主が 働いてい る世帯	常用勤務者数	8	8	7	13	14
	日雇労働者数	1	1	1	1	0
	内職者数	0	0	0	0	0
	その他就業者数	0	0	0	0	0
世帯員が働いている世帯数		0	0	0	0	0
働いている者がいない世帯数		112	105	105	104	121

( 各年度 3月分報告例第4による )

( 4 ) 世帯の類型別被保護世帯数

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高齢者	世帯数	67	70	64	65	78
	構成比 (%)	55.4	56.0	56.6	55.1	57.8
母子	世帯数	0	1	1	1	3
	構成比 (%)	0.0	0.8	0.9	0.8	2.2
傷病障害	世帯数	32	35	27	29	34
	構成比 (%)	26.4	28.0	23.9	24.6	25.2
その他	世帯数	22	19	21	23	20
	構成比 (%)	18.2	15.2	18.6	19.5	14.8
計	世帯数	121	125	113	118	135
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単給世帯	世帯数	12	20	6	14	10
単給率	構成比 (%)	9.9	16.0	5.3	11.9	7.4

( 各年度 3月分報告例総括表・第4による )

( 5 ) 生活保護費支給状況

( 単位 : 円 )

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
生活扶助	57,975,997	59,843,159	62,321,529	59,802,048	71,584,276
住宅扶助	27,743,222	28,423,828	31,467,206	30,300,977	35,102,874
教育扶助	247,373	162,376	167,099	0	338,466
その他扶助	332,815	182,700	649,304	568,240	1,840,443
就労自立給付金	46,204	35,955	23,890	22,230	0
進学準備給付金	300,000	0	0	0	0
施設事務費	17,475,585	13,456,609	13,539,509	12,621,198	17,426,606
医療扶助	127,117,396	119,388,237	110,671,738	145,923,306	179,695,502
介護扶助	10,095,030	7,299,408	12,678,032	11,259,091	19,449,885
計	241,333,622	228,792,272	231,518,307	260,497,090	325,438,052

## ( 6 ) 救護施設

身体上又は精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用をたすことのできない要保護者が入所し、生活扶助を行うことを目的とする施設

( 単位 : 人 )

年度	紅花ホーム	泉荘	みやま荘	計
R 2	5	2	1	8
R 3	5	1	1	7
R 4	3	0	2	5
R 5	4	0	2	6
R 6	6	0	3	9

( 各年度 3月 31日現在 )

## ( 7 ) 中国残留邦人生活支援

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定を支援します。また、中国残留邦人の生活上の相談のために支援相談員を配置しています。

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世帯数	1	1	1	1	2
人 数	2	2	2	2	3
扶助費 ( 円 )	1,786,518	1,630,612	1,796,540	1,738,344	1,651,091

( 各年度 3月 31日現在 )

## ( 8 ) 生活困窮者自立支援

近年の生活保護受給者の増加や雇用状況の変化により多様で複合的な課題を有する生活困窮者の増加などに対して、早期に包括的な支援を行うために平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

本法に基づき、生活保護受給に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行います。

① 自立相談支援事業（※東根市社会福祉協議会へ委託）

ワンストップ型の相談窓口として一人ひとりの状況に応じた情報提供や自立に向けた支援計画（プラン）を作成し、生活保護に至る前の段階から早期に支援するとともに地域ネットワークの強化など地域づくりも担います。

年度	新規相談数	延べ相談数	新規プラン作成数	再プラン作成数
R 2	199	1,985	35	15
R 3	96	1,737	21	11
R 4	76	557	16	2
R 5	95	1,012	6	1
R 6	76	688	7	3

② 住居確保給付金

再就職のために居住の確保が必要な人に対し、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します。

年度	支給対象者数	支給額（円）
R 2	26	4,723,660
R 3	5	420,000
R 4	5	648,429
R 5	0	0
R 6	0	0

## 8 ) 高齢者の福祉

令和7年4月1日現在、本市の総人口に占める65歳以上の割合は28.49%で、全国的傾向と同様、超高齢社会が進行しており、その対応については重要な課題となっています。

### 【高齢者人口の推移】

	総人口	65歳以上の 人口	総人口に対する 65歳以上の 割合 (%)	ひとり暮らし 高齢者数	高齢者夫婦 (世帯)
R 3	47,576	13,353	28.07	1,644	1,570
R 4	47,777	13,466	28.19	1,742	1,627
R 5	47,738	13,455	28.19	1,828	1,648
R 6	47,503	13,486	28.39	1,836	1,691
R 7	47,437	13,513	28.49	1,892	1,761

(各年4月1日現在)

### (1) 在宅福祉サービス

#### ① ヘルプアップ住ま居る事業（旧軽度生活援助事業）

高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯に軽度な日常生活上の援助を行うことにより、在宅での自立した生活を支援します。シルバー人材センターに委託し実施しています。

年度	総事業費 (円)	公費支出額 (円)	自己負担額 (円)	利 用 時 間 (h)	利 用 延人數	利 用 実人數
R 2	10,074,245	8,091,652	1,982,593	6,865.5	1,130	311
R 3	10,298,440	8,276,128	2,022,312	6,888.0	1,243	310
R 4	9,147,150	7,349,342	1,797,808	5,593.0	1,141	304
R 5	4,282,506	3,435,101	847,405	2,687.5	750	271
R 6	8,694,181	6,980,659	1,713,522	4,838.5	921	267

## ② 生きがい活動支援通所事業（いきいきまじや～れ）

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、温泉旅館等を会場とした自立支援・介護予防型のデイサービスを提供しています。

年度	総事業費 (円)	公費支出額 (円)	自己負担額 (円)	利用延人数	開催日数
R 2	7,743,477	7,440,477	303,000	303	41
R 3	7,331,104	7,194,104	137,000	274	38
R 4	7,446,545	7,231,545	215,000	430	60
R 5	11,248,263	10,275,763	972,500	1,022	123
R 6	11,513,462	10,470,962	1,042,500	1,087	120

## ③ ふれあい配食サービス事業

高齢者（65歳以上の一人暮らし世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯、前記に準ずる世帯）に対して、定期的に訪問し、食事を援助するとともに安否の確認を行っています。

年度	申請人数	総配食数	公費支出額(円)
R 2	346	5,612	2,925,730
R 3	261	6,125	3,708,150
R 4	276	5,864	3,546,150
R 5	276	5,794	3,644,500
R 6	253	5,543	3,491,375

## ④ 緊急通報体制等整備事業

高齢者のみの世帯での急病や事故、災害等の緊急事態に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を設置します。在宅生活の安全の確保と不安の解消を行い、自立した生活を支援します。

年度	設置世帯数			公費支出額 (円)	利用者負担額 (円)
	鍵管理 無	鍵管理 有	(うち新規)		
R 2	104	3	(18)	3,946,602	380,400
R 3	101	8	(23)	4,136,616	399,600
R 4	96	16	(20)	4,659,479	480,100
R 5	86	12	( 7)	4,406,127	456,800
R 6	84	10	(10)	4,108,874	405,800

## ⑤ 家族介護用品支給事業

要介護 4・5 または 1～3 で、常時失禁状態にある高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等を購入できる助成券を支給することにより、介護家族を支援しています。

年度	支給人数	支給額（円）
R 2	1,038	36,193,191
R 3	1,043	34,574,941
R 4	1,075	34,163,904
R 5	1,079	35,273,210
R 6	1,033	34,675,322

## ⑥ 在宅家族介護者支援事業

要介護状態の高齢者や重度の障がい者を介護している家族に対して、介護保険外のサービスを提供しています。

年度	延べ登録人数	公費支出額 (円)	利用者負担額 (円)
R 2	192	471,121	196,629
R 3	165	425,656	176,174
R 4	179	421,064	180,456
R 5	269	506,975	216,714
R 6	164	351,463	150,627

## ⑦ 高齢者移動サービス事業

要介護 1 以上の認定を受けており、移動の際にリフト付きタクシーやストレッチャー装着車の利用が必要な人に対して、3,000 円分の助成券を年間最大 24 枚交付し、在宅家族介護者の経済的負担を軽減します。

年度	申請者数	支給額（円）	対象者
R 2	151	1,431,000	要介護 4 または 5
R 3	137	1,614,000	
R 4	265	2,664,000	要介護 1 以上
R 5	279	2,553,000	
R 6	282	2,865,000	

## ⑧ 高齢者社会参加促進事業（おでかけさぽーとタクシー事業）

満 70 歳以上の高齢者で次の要件全てを満たす人にタクシー料金の一部を助成しています。（券 1 枚あたり 500 円助成。）

市中心部より 5 km 圏外区域（高崎、東郷の一部、大富の一部）を加算区として設定しています。（加算区は年間最大 45 枚、その他の地区は年間最大 30 枚を交付。）

### 【要件】

- ア. 本人及び配偶者が運転免許を持っていない。
- イ. 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けていない。
- ウ. 福祉タクシー券の交付を受けていない。

年度	申請者数	支給額（円）
R 2	1,349	14,253,500
R 3	1,359	14,736,000
R 4	1,298	13,935,000
R 5	1,244	13,713,500
R 6	1,149	12,598,500

※平成30年度から 1 枚あたりの助成額変更（620 円→500 円）

※令和 5 年度から 1 回乗車あたりの利用枚数上限を撤廃

## ⑨ 高齢者世帯等雪下ろし等支援事業

市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者のみの世帯等で、居住する家屋の雪下ろし等に要した費用の一部を補助（非課税世帯：要した費用の 5 分の 4 以内の額で、上限は同一年度内 40,000 円、課税世帯：要した費用の 2 分の 1 以内の額で、上限は同一年度内 25,000 円）

年度	申請者数	※延数	支給額（円）
R 2	93		1,978,532
R 3	117		2,934,715
R 4	20		486,045
R 5	3		61,200
R 6	42		1,212,718

## ⑩ 福祉灯油購入助成事業

令和 6 年度は、令和 6 年 11 月 1 日現在、令和 6 年度市民税が世帯全員非課税である高齢者のみ世帯等に対し、令和 5 年度同様、灯油価格の高騰を考慮し、県より 2,500 円、市独自に 2,500 円を上乗せした 10,000 円の灯油等購入助成金を支給しました。

年度	申請世帯数	支給額（円）
R 2	969	4,845,000
R 3	1,053	7,365,000
R 4	1,088	10,880,000
R 5	1,101	11,010,000
R 6	1,041	10,400,000

※R3：7,000 円支給（市独自 2,000 円上乗せ）

## （2）地域における生活支援

### ① 地域福祉相談員

高齢者世帯並びに支援を要する子育て世帯を訪問し、各種の相談に応じるとともに社会参加の推進と日常生活の安定を与えることを目的としており、相談員（民生委員 83 名・主任児童委員 11 名）が担当区内の対象世帯を概ね月 2 回訪問しています。

### ② 高齢者見守りネットワーク

プライバシー保護意識の高まりなどにより、地域による見守り、支えあいといった機能の低下を防ぐために、「高齢者見守りネットワーク」を構築することで、個々に高齢者の情報を収集し、日々の見守りを通して「地域の見守り力」の向上を図り、高齢者が安心して地域での生活が継続できる環境づくりを行います。

### ③ S O S ネットワーク

平成 26 年 10 月から、認知症によるはいかいの不安がある高齢者等を「S O S ネットワーク」に登録してもらい、警察等の関係機関に事前に登録情報を提供することにより、行方不明時の早期解決を目的とした事業です。

今後は、高齢化社会の進展とともに認知症高齢者の増加が予測されることがから、SOSネットワーク事業への登録を促進し、捜索の必要性が出た場合を想定し、段階的に地域の互助力が発揮できるような体制づくりを推進していく必要があります。

### (3) 老人福祉施設入所状況

#### 「養護老人ホーム」

おおむね 65 才以上の人で身体上、精神上または環境上の理由および経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合に入所する施設です。

#### 「特別養護老人ホーム」

おおむね 65 才以上の人で身体上、精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ居宅において養護を受けることが困難な人が入所する施設です。

#### 【養護老人ホーム入所状況】

(単位：人)

区分	所在地	施設名	定員	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
養護老人ホーム	村山市	村山光ホーム	50	10	6	6	6	8
	新庄市	神室荘	100	1	2	2	1	1
	尾花沢市	万寿荘	50	3	R 4. 8. 31 事業廃止			
	山形市	あたご荘	100	2	2	1	1	0
	朝日町	明鏡荘	100	2	3	3	3	2
	山形市	山静寿	50	1	1	1	2	3
	計		450	19	14	13	13	14

(各年度 3月 31 日現在)

#### 【養護老人ホーム費用額の推移】

区分 年度	公費支出額（円）	対前年比（%）	利用者負担額（円）
R 2	38, 671, 674	104. 7	7, 357, 825
R 3	37, 415, 051	96. 8	7, 331, 861
R 4	29, 332, 493	78. 4	6, 312, 188
R 5	30, 501, 662	104. 0	7, 241, 750
R 6	33, 689, 475	110. 5	7, 671, 536

#### (4) 高齢者生きがい対策

##### ①老人クラブ育成事業

老後の生活を健全で豊かなものにするため高齢者が自主的に組織し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会の交流等の活動を行っている老人クラブに対して助成を行っています。

令和3年度からは、単位老人クラブに交付する補助金のうち、会員割の単価を200円から400円に増額しました。

##### 【老人クラブ活動助成状況】

年度	老人クラブ数	会員数	連合会補助金交付額 (円)	単位クラブ補助金 交付額(円)
R 2	45	2,351	194,040	1,012,200
R 3	44	2,228	189,120	1,405,200
R 4	44	2,107	184,280	1,336,800
R 5	42	1,927	177,080	1,230,800
R 6	41	1,762	170,480	1,119,800

##### ②高齢者いきいきサロン推進事業

高齢者の生きがいづくりや介護予防のため、地域の高齢者が気軽に集まる交流の場である高齢者サロンの新設と活動の充実を図るために、サロン活動に係る経費の一部助成を行っています。

##### 【高齢者いきいきサロン推進事業助成状況】

年度	運営補助金		活動補助金	
	サロン数	補助金交付額 (円)	サロン数	補助金交付額 (円)
R 2	42	254,750	1	50,000
R 3	39	253,500	0	0
R 4	41	261,000	0	0
R 5	44	268,750	1	50,000
R 6	43	267,250	0	0

### ③ 高齢者施設等ボランティアポイント事業

市民のボランティア活動による積極的な社会参加を促進し、高齢者施設等での相互交流・理解を深め、様々な世代を超えて支えあう地域社会を築くため、ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、奨励金を交付しています。（平成 29 年 7 月事業開始）

年度	登録者数	奨励金交付申請件数	奨励金交付額（円）
R 2	72	8	14,000
R 3	66	4	6,000
R 4	65	1	1,000
R 5	64	1	1,000
R 6	67	2	2,000

## （5）敬老事業

### ① 大けやき長寿祝

100 歳（数え年）の高齢者に対し敬老の意を表し、賀詞及び祝金（祝品）を贈呈しています。

### ② 高齢者記念品支給事業

多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、その長寿を祝福すると共に感謝の意を表し、祝品を贈呈しています。

- ・米寿（数え年 88 歳）……………市より記念品
- ・白寿（数え年 99 歳）……………県祝品の伝達
- ・長寿（満年齢 100 歳）……………総理大臣祝品の伝達

## （6）敬老会共催事業

数え年 77 歳以上の高齢者の長寿を祝し、地区社会福祉協議会が開催する敬老会について、費用の一部助成を行っています。

[各敬老事業対象者の状況]

(単位：人)

年度	大けやき 長寿祝	米寿	白寿	長寿	敬老会
R 2	28	333	34	17	7,191
R 3	26	420	25	23	6,756
R 4	18	362	39	14	6,768
R 5	31	351	39	19	6,924
R 6	34	333	44	18	6,998

## 9) 介護保険業務

平成12年4月に創設された介護保険制度は、25年が経過し、65歳以上被保険者数がおよそ2倍に増加するなかで、サービス利用者はおよそ3.5倍に増加しており、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着発展してきています。

介護保険事業計画においては、被保険者数や要介護（要支援）認定状況、サービス基盤等の現状を基礎とし、過去の傾向や地域の課題等を考慮しながら、将来の介護需要や、そのために必要な介護保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、目標と具体的な施策を明らかにすることが求められています。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）では、前期（第8期）計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえながら、自立支援及び介護予防・重度化防止に向けた取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現等、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取り組みを進めるため、高齢者の状況に応じたそれぞれの視点のもと、次の基本目標を定めています。

### <介護保険事業計画の基本目標>

#### 1. 介護サービス基盤の充実

中長期的な介護ニーズの見込み等を踏まえた介護施設や事業所の基盤整備、介護人材及び介護現場の生産性向上について取り組んでいくほか、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携の必要性を考慮することが求められます。

#### 2. 介護給付費の適正化による過不足ないサービスの提供

いわゆる「団塊の世代」がより医療や介護が必要とされる75歳以上となる令和7年度（2025年度）、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年度（2040年度）に向けて必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要です。

#### 3. 一人ひとりの状態にあった介護予防活動の充実

リハビリテーション専門職と連携し、介護予防活動の普及・啓発に取り組むほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすることで、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指していきます。

#### 4. 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化、地域包括支援センターを中心とした包括的な支援体制の機能強化に取り組んでいきます。

##### (1) 介護保険事業概要

###### ①被保険者の状況（第1号被保険者数）

年齢区分	年度	
	R 5	R 6
65歳以上 75歳未満	6,239	6,101
75歳以上	7,211	7,371
(再掲)外国人被保険者	36	37
(再掲)住所地特例被保険者数	50	54
計	13,450	13,472

(各年度3月31日現在)

###### ②要介護（要支援）認定者数

	年度	総合事業 対象者	要支援		要介護					計
			1	2	1	2	3	4	5	
第1号 被保険者	R 5	92	120	264	438	443	382	346	213	2,206
	R 6	100	118	280	407	437	366	348	202	2,158
(65歳以上 75歳未満)	R 5	6	12	25	26	41	29	25	33	191
	R 6	6	12	23	24	23	23	26	28	159
(75歳以上)	R 5	86	108	239	412	402	353	321	180	2,015
	R 6	94	106	257	383	414	343	322	174	1,999
第2号 被保険者	R 5	0	4	12	2	6	3	4	7	38
	R 6	0	3	7	1	6	3	5	6	31
総数	R 5	92	124	276	440	449	385	350	220	2,244
	R 6	100	121	287	408	443	369	353	208	2,189

(各年度3月31日現在)

③居宅介護（介護予防）サービス受給者数

被保 険者	年度	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
第1号	R 5	561	1,886	3,876	4,192	2,515	1,322	570	14,922
	R 6	654	1,956	3,616	4,091	2,466	1,410	551	14,744
第2号	R 5	27	56	11	82	21	16	54	267
	R 6	15	51	22	76	15	23	23	225
総数	R 5	588	1,942	3,887	4,274	2,536	1,338	624	15,189
	R 6	669	2,007	3,638	4,167	2,481	1,433	574	14,969

(月毎受給者数の年度累計数)

④地域密着型（介護予防）サービス受給者数

被保 険者	年度	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
第1号	R 5	24	61	858	859	714	468	268	3,252
	R 6	22	78	886	813	749	493	195	3,236
第2号	R 5	0	0	0	0	0	11	10	21
	R 6	0	0	0	0	0	12	11	23
総数	R 5	24	61	858	859	714	479	278	3,273
	R 6	22	78	886	813	749	505	206	3,259

(月毎受給者数の年度累計数)

⑤施設介護サービス受給者数

被保 険者	年度	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号	R 5	4,217	1,170	0	0	5,387
	R 6	4,262	1,115	0	5	5,382
第2号	R 5	34	0	0	0	34
	R 6	45	0	0	0	45
総数	R 5	4,251	1,170	0	0	5,421
	R 6	4,307	1,115	0	5	5,427

(月毎受給者数の年度累計数)

## ⑥介護認定審査会

ア. 10 合議体で構成し、1合議体は5人編成で実施しています。また、無任所に医師・歯科医師10名の委員を置いています。

イ. 委員構成

保健委員10名・医療委員40名・福祉委員10名 計60名

ウ. 実績：令和2年度 審査会回数80回

審査件数1,905件（生保2件含む）

ウ. 実績：令和3年度 審査会回数77回

審査件数1,831件（生保4件含む）

ウ. 実績：令和4年度 審査会回数84回

審査件数1,924件（生保3件含む）

ウ. 実績：令和5年度 審査会回数83回

審査件数1,989件（生保7件含む）

ウ. 実績：令和6年度 審査会回数82回

審査件数1,955件（生保6件含む）

## （2）低所得者利用者負担軽減対策認定者数

社会福祉法人等利用者負担	13
利用者負担限度額	456
旧措置者利用者負担	0

（令和7年3月31日現在）

## （3）高額介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数	金額（円）	年度	件数	金額（円）
R5	7,053	84,627,882	R6	7,087	91,666,979

## （4）高額医療合算介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数 (延数)	金額（円）	年度	件数 (延数)	金額（円）
R5	470	11,855,834	R6	462	12,997,053

## （5）特定入所者介護（介護予防）サービス費受給件数及び金額

年度	件数	金額（円）	年度	件数	金額（円）
R5	8,419	158,396,719	R6	8,503	159,607,750

( 6 ) 地域包括支援センター

名 称	担当地区
東根市地域包括支援センター中央 (東根市社会福祉協議会内)	東根・神町地区
東根市地域包括支援センターしろみず (小田島ふれあい交流館内)	東郷・高崎・大富 小田島・長瀬地区
東根市地域包括支援センターしろみず サブセンター (白水荘内)	東郷・高崎地区

( 7 ) 介護予防・生活支援サービス事業

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
通所型サービス A (事業所数)	4	4	4	4	4
通所型サービス B (団体数)	1	1	1	1	1
通所型サービス C (コース数)	4	4	4	5	6

( 8 ) 一般介護予防事業

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
介護予防普及啓発事業 介護予防教室 (教室数)	27	27	33	35	40
地域リハビリテーション活動支援事業 専門職の派遣 (回)	11	10	27	66	77
地域介護予防活動支援事業 いきいき百歳体操新規立ち上げ団体数	5	6	11	16	9

(9) 介護保険特別会計決算状況

歳入経理状況

(単位：円)

歳入科目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	前年度比
保険料			
介護保険料	971,865,717	966,123,826	-5,741,891
使用料及び手数料			
手数料	54,819	42,140	-12,679
国庫支出金			
介護給付費負担金	733,379,724	699,656,838	-33,722,886
調整交付金	231,705,000	228,314,000	-3,391,000
地域支援事業交付金	49,244,250	56,082,106	6,837,856
災害臨時特例補助金	0	0	0
事業費補助金	13,668,000	14,950,000	1,282,000
支払基金交付金			
介護給付費交付金	1,048,311,000	1,068,340,000	20,029,000
地域支援事業支援交付金	20,193,000	18,812,000	-1,381,000
都道府県支出金			
都道府県負担金	566,936,107	580,910,502	13,974,395
財政安定化基金支出金	0	0	0
地域支援事業交付金	24,309,374	28,006,278	3,696,904
財政安定化基金交付金	0	0	0
その他	0	0	0
財産収入	92,736	654,717	561,981
繰入金			
一般会計繰入金	639,430,282	647,285,093	7,854,811
基金繰入金	0	0	0
繰越金	209,765,626	145,924,691	-63,840,935
諸収入	247,230	1,812,855	1,565,625
歳入合計	4,509,202,865	4,456,915,046	-52,287,819

歳出経理状況

(単位：円)

歳出科目	令和5年度決算額	令和6年度決算額	前年度比
総務費			
総務管理費	62,061,897	63,439,385	1,377,488
徴収費	1,429,349	1,277,052	-152,297
介護認定審査会費	31,245,173	34,984,560	3,739,387
趣旨普及費	124,839	253,044	128,205
保険給付費			
介護サービス等諸費	3,504,198,457	3,585,109,044	80,910,587
介護予防サービス等諸費	77,465,285	84,778,200	7,312,915
介護給付費審査支払手数料	3,752,694	3,734,384	-18,310
高額介護サービス費	96,483,716	104,664,032	8,180,316
特定入所者介護サービス等費	158,396,719	159,607,750	1,211,031
財政安定化基金拠出金	0	0	0
地域支援事業			
介護予防・日常生活支援総合事業費	67,086,319	68,815,290	1,728,971
総合事業費審査支払手数料	277,797	282,606	4,809
高額介護サービス費相当費	85,286	43,507	-41,779
包括的支援事業・任意事業	77,965,263	87,171,586	9,206,323
基金積立金	213,843,736	122,078,717	-91,765,019
諸支出金			
償還金及び還付加算金	68,861,644	69,516,908	655,264
予備費	0	0	0
歳出合計	4,363,278,174	4,385,756,065	22,477,891

## 10) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

旧軍人恩給・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく申立請求についての相談、請求手続進達業務並びに未帰還者・一時帰国者・永住帰国者に対する援護業務を推進するものです。

### (1) 戦没者・戦傷病者遺族援護件数

年度	特別給付金	特別弔慰金
R 2	0	402
R 3	1	8
R 4	1	9
R 5	0	0
R 6	0	1

### (2) その他の援護件数

年度	乗車券 引換証	手帳交付記載 事項変更届	補装具 支給・修理	葬祭費 支給	死亡届	療養 給付
R 2	0	0	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0	0	0
R 4	0	0	0	0	0	0
R 5	0	0	0	0	0	0
R 6	0	0	0	0	0	0

### (3) 一時帰国及び引揚者

年 度	事 項
H8	樺太からの一時帰国者（2人） 中国からの永住帰国者（2人）
H9～	帰国者なし

## 11) 一時応急援護

行旅人に対するJR運賃（令和4年9月末の回数券販売終了以降は、運賃分の現金を支給）・食費の支給や、火災発生時の被災世帯に対する寝具を支給しています。

### [応急援護の状況]

年度	行旅人一時応急援護件数	火災発生応急援護件数
R 2	3	0
R 3	7	0
R 4	4	5
R 5	5	8
R 6	5	0

## 12) 日本赤十字社関係

日本赤十字社は日本赤十字法に基づき、一定の会費を納める会員によって組織された特殊法人で、人類の福祉と世界の平和のため、国際赤十字の主要な一員として世界190カ国の赤十字社と手を携え、国内外において人道的諸活動を行っている国際的な民間の救護団体です。

本市においても会費の増強運動、災害救援活動、献血推進等、山形県支部の地区分区として各事業を実施しています。

### (1) 日赤会員の募集増強運動

安定した日赤活動を展開するための財源の根幹となる会費を確保するために、一世帯一人以上の会員確保を目標とし、会員の増強に取り組んでいます。

会費目標額の収納達成を図るために、各地区区長会（協賛委員）の協力体制を確立し、市民の認識を高め、活動への理解を得るために啓蒙活動を行っています。

[会費の収納状況]

年度	目標額(円)	収納額(円)	収納率(%)
R 2	9,240,000	7,945,600	86.0
R 3	9,240,000	7,509,600	81.3
R 4	9,326,000	6,995,700	75.0
R 5	9,214,000	6,897,924	74.9
R 6	9,224,000	6,540,600	70.9

### (2) 義援金・救済金活動への取り組み

国内で発生した自然災害、海外での災害や紛争における被災地や被災者のため、募金活動を実施します。

### (3) 災害救護活動

火災等による被災世帯に対し救援物資、見舞金を支給します。

①救援物資 県支部…………毛布・日用品

②災害見舞金の支給

全焼・全壊 県支部…………20,000円

市地区…………10,000円

半焼・半壊 県支部…………10,000円

市地区…………5,000円

③災害により死亡した方の遺族に対する弔慰金

1名につき 県支部…………20,000円

市地区…………10,000円

#### ( 4 ) 会員に対する弔慰

会費を納めた会員が死亡した際に弔詞等を奉呈しています。

県支部 …… 弔詞、絵ローソク

年度	支給件数
R 2	363
R 3	365
R 4	416
R 5	417
R 6	336

#### ( 5 ) いのちと健康を守る講習

地域の奉仕団、婦人会、小中学校等を対象に、県支部の指導による救急法等の知識・技術の習得体験を目的とした講習会の普及を図っています。

救急法講習

幼児安全法講習

家庭看護法講習

水上安全法講習

雪上安全法講習

#### ( 6 ) 地域奉仕団活動の推進

地域における奉仕団の充実を図るため、県支部や関係機関と連携を密にし、充実した奉仕団活動が展開されるよう努めています。

令和7年3月31日現在の市内における奉仕団…4奉仕団

#### ( 7 ) 血液事業の推進

市の関係課と連携して血液事業を推進しています。

令和6年度採血者数 1,307人

### 13) 給付金等事業（物価高騰関連）

#### ①住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金支給事業 (国庫補助 10/10)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい令和6年度市民税均等割非課税世帯及び家計が急変した世帯に対し、一世帯当たり3万円（こども一人当たり2万円を加算）の給付金を支給しました。

支給世帯数 2,726世帯（うち家計急変世帯1世帯）

こども加算対象数 183世帯・333人

#### ②高齢者施設等物価高騰対策支援金支給事業

高齢者施設等が受ける食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心で質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象となる介護サービス事業所を市内で運営する事業者に対し支援金を支給しました。

- 施設系・居住系サービス事業所：定員1人あたり5千円  
(入所定員が29人以下の場合は一律15万円)
  - 短期入所系・複合系サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅：1事業所あたり一律10万円
- 支給運営法人数 13法人

# 東根市社会福祉協議会の概要

## 社会福祉法人東根市社会福祉協議会の概要

### 1. 法人設立の経緯

昭和 29 年 8 月、1 町 5 村合併により町村毎に結成されていた社会福祉協議会が一本化され東根町社会福祉協議会となる。

その後昭和 33 年 11 月の市制施行とともに東根市社会福祉協議会と改称して以来、地域に生ずる多くの福祉課題に取り組み住民福祉の向上を図ってきた。

昭和 40 年代に入り更に社会経済情勢の変動は著しく、減反をはじめとする農業問題や公害・交通事故の激増・高齢者の医療や年金に係る生活福祉関連の諸問題が大きく取り上げられる時代を迎えた。

昭和 40 年代の中ごろからは高度経済成長期として繁栄の途にあったが、一方では福祉的な課題が多く派生する歪みを生じたことも否めない。

特に、困窮世帯の援護対策・青少年の非行・老人、母子父子世帯の対策・保育や留守家庭児童・遊び場不足のことなどの課題は全国的な課題であった。

また、任意団体としての社会福祉協議会は活動面においても地域に生ずる多様な福祉課題の解決を充足するには十分とは言い難い面があった。財政面でも任意団体への行政の補助金等にも限界があった。

社会の進展とともに福祉施策は年々充実してきたものの、地域に残された課題は複雑多岐であり、民間活動を推進する社会福祉協議会の組織充実強化がこの頃から強く望まれていたのである。「地域の課題は地域で、住民の手で解決を」という活動の原点から、組織機能の強化策が望まれた訳である。

当時の理事会・評議員会ではこうした意見を重視して多くの検討を重ねた結果、早期に法人格の取得を進めることで一致し、昭和 42 年から申請準備に入った。設立当初の役員、基本金としての積立金の確保など難題はあったが、翌 43 年 2 月厚生省に申請し、昭和 43 年 8 月認可を得て事業の推進を図っている。

昭和 43 年 2 月 1 日	厚生省へ申請
昭和 43 年 4 月	事務所を市役所敷地内の北側に設置
昭和 43 年 4 月	専任事務局長制
昭和 43 年 8 月 21 日	認可（厚生省社第 253 号 厚生大臣名）
昭和 43 年 9 月	庁内に「心配ごと相談所」を開設（毎週水曜日）
昭和 43 年 9 月 12 日	法人登記完了
昭和 44 年 4 月から	福祉活動専門員設置、補助金交付
昭和 44 年 5 月	家庭奉仕員設置事業を受託
昭和 45 年から 51 年	市立児童館（5 館）の受託運営実施
昭和 60 年 4 月から	県学童・生徒ボランティア助長事業として市内中学校が指定
昭和 61 年	県地域福祉開発促進事業補助指定
昭和 62 年 4 月から	ふれあい給食サービス事業を市より受託
平成元年 9 月 4 日	事務所所在地を東根丁 100 番地に変更（市役所内）
平成 2 年から 3 年	福祉ボランティアのまちづくり（ボラントピア）事業の実施
平成 3 年 2 月 1 日	住居表示変更により東根市中央一丁目 1 番 1 号に事務所所在地変更
平成 5 年 4 月	浴槽貸出事業実施
平成 6 年 4 月	ホームヘルプサービス事業を市より受託
平成 6 年 4 月	弁護士による「無料法律相談所」を開設（毎月第 2 水曜日）
平成 7 年 4 月	地域福祉介護支援普及事業実施
平成 7 年 5 月	市老人クラブ連合会に嘱託職員（1 名）を配置
平成 7 年 8 月	ホームヘルプサービス事業に登録ヘルパーを配置
平成 8 年から 10 年	ボランティア活動基盤整備事業実施
平成 9 年 3 月	東根市ボランティア連絡協議会発足（21 団体、会員 2,541 人）
平成 10 年 4 月	ホームヘルパーを 1 名増員（計 7 名）

平成 11 年 7 月	ふれあいのまちづくり事業実施
平成 12 年 4 月	職員を 1 名増員
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行に伴う指定サービス事業（指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業、指定訪問入浴事業）実施
平成 13 年 2 月	事務所所在地を東根市中央一丁目 3 番 5 号に変更（東根市ふれあいセンター内）
平成 13 年 4 月	基幹型在宅介護支援センター、ファミリー・サポートセンター事業を市より受託
平成 13 年 12 月	小田島ふれあい交流館管理・運営事業を市より受託
平成 14 年 7 月	さくらんぼ遊々館（旧ヨークベニマル 2 階）の管理・運営
平成 15 年 4 月	障害者支援費制度に伴う指定サービス事業の実施
平成 18 年 4 月	地域包括支援センター事業を受託 職員を 1 名増員
	障害者自立支援法制度に伴う指定サービス事業の実施
平成 22 年 4 月	東根市介護予防拠点施設（東根市ふれあいセンター・小田島ふれあい交流館）指定管理
平成 23 年 5 月	被災地支援活動ボランティア「さくらんぼひがしね元気隊」を宮城県東松島市へ派遣
平成 23 年 12 月	社会福祉法人東松島市社会福祉協議会と友好都市社会福祉協議会及び災害時相互支援協定締結
平成 25 年 4 月	災害時における東根市との相互支援に関する協定の締結
平成 26 年 3 月	災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定
平成 27 年 4 月	東根市地域福祉活動計画の策定
	生活困窮者自立相談支援事業の受託「生活自立支援相談窓口」の開設
	認知症総合支援事業の受託 認知症地域支援推進員を配置
平成 27 年 12 月	生きがい活動支援通所事業（受託）の愛称を「いきいきまじや～れ」に変更
平成 29 年 4 月	指定一般相談支援事業（指定地域移行支援）実施
	包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業）の受託
平成 30 年 4 月	地域包括支援センターの名称を「東根市地域包括支援センター中央」に変更
令和 2 年 12 月	一般社団法人東根青年会議所と東根市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定の締結
令和 4 年 3 月	東根市成年後見センター事業の受託
令和 5 年 5 月	東根さくらんぼライオンズクラブと東根市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定の締結
令和 6 年 11 月	株式会社ヤマザワとフードドライブ事業に関する覚書の締結

## 2. 目 的

地域住民の要望に応じて明るく住みよい社会をつくるため、あらゆる社会資源を活用して地域住民の参加を得て組織的活動を行うことにより地域福祉の増進に寄与していくことを目的とする。

## 3. 組 織

事務局所在地	東根市中央一丁目 3 番 5 号（東根市ふれあいセンター内）
事務局職員	正職員 18 名、契約職員 11 名、日々雇用 2 名、登録職員 18 名
執行機関	理事 15 名（内：会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名）
監査機関	監事 3 名
議決機関	評議員 30 名
協力機関	地区区長会、地区社協、公民館、行政機関、各種団体、施設等

## **4. 令和7年度事業計画**

### **I 情勢と基本方針**

少子・高齢化や人口減少の急速な進行、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯の増加、世帯規模の縮小など、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、長期間に及んだコロナ禍の影響や頻発する自然災害、昨今の物価高騰も相まって、多くの住民、とりわけ、生活困窮者、社会的弱者及び福祉事業に深刻なダメージを与え続けています。

全世代対応型の持続的な社会保障制度の構築が急がれている中、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「孤独・孤立対策推進法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、いずれも支援を必要としている人を社会全体で支えるもので、地域住民はもとより、関係機関・団体などにおいては施策への理解を深め、当事者の意向に沿ったサービスを行うなどの役割が求められています。

このような状況の中、東根市社会福祉協議会は、「地域共生社会の実現」を目指すべく、新たな施策の施行を契機と捉え、引き続き地域福祉活動の推進に努め、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を展開し、福祉施設、医療機関、自治会、民生委員児童委員、行政など各種機関・団体などとの連携を深めながら、各種事業間の調整と事業実施にあたります。

また、技術的・意識的にも、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応力を高め、社協という高い公共性を有する法人としての役割を全うして参ります。

以上を踏まえ、次に掲げる重点目標に基づき、令和7年度の事業を展開します。

### **II 重点目標**

1. 各地区社会福祉協議会との協働と住民主体による地域福祉の推進
2. 全ての人の社会参加促進と豊かな地域共生社会の形成
3. 関係機関との連携による相談支援体制及び支援内容の充実・強化
4. 介護サービス・介護支援の基盤整備・質の向上・連携推進

### III 具体的事業活動

#### 法人運営・福祉活動事業

##### 1. 法人運営事業

事 業 項 目	概 要 等
1,理 事 会	本会の執行機関 事業計画・報告及び予算・決算、会長表彰選考等を審議
2,評議員会	本会の議決機関 事業計画・報告及び予算・決算、理事・監事選任等を審議
3,監 査	業務執行状況及び法人財産状況等の監査
4,評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任を審議
5,役職員研修	(1)山形県民福祉大会への参加 (2)関係機関等主催の各種研修会への参加
6,財政健全化・経営安定化への取り組み	法人運営の財政健全化及び経営安定化へ向けた取り組み

##### 2. 社会福祉活動事業

事 業 項 目	概 要 等
1,住民主体による地域福祉活動推進	地域における支え合いの仕組みづくりによって、住民主体による福祉活動を推進する
2,各地区社協、民生委員児童委員等との連携による地域活動推進強化	関係機関・団体等と各種事業の連携により、地域福祉ネットワークの強化と地域活動の活性化に努める
3,地域福祉活動計画策定推進	東根市との協働による東根市地域福祉計画及び東根市地域福祉活動計画の策定推進
4,福祉活動功労者表彰	福祉功労者や団体への社協会長表彰と感謝状贈呈
5,ふれあい総合相談所事業	住民の日常生活における多様な心配ごとに対する相談に応じ、福祉ニーズの把握に努める (1)常設相談 毎週月～金曜日 8:30～17:00 [社協職員が対応] (2)心配ごと相談 毎週水曜日 9:30～14:30 [9名の相談員が当番制で対応] (3)無料法律相談 毎月第2水曜日 13:00～16:00 [弁護士1名が対応] (予約制)

6,ボランティア活動推進事業	ボランティア活動の普及啓発と情報提供、養成や活動支援を行い、住民の地域福祉活動への関心を高め、自主的な取り組みの活性化を図る (1)ボランティア活動の連絡調整 (2)ボランティア活動の啓発及び育成 (3)ボランティア活動の資料収集及び情報提供 (4)関係機関、団体及び施設等との連絡調整
7,世代間交流事業	関係機関等が実施する世代間交流事業等への協力
8,車イス貸出事業	(1)車イス・スロープが必要な方へ一定期間無料で貸出し、在宅生活や社会参加の支援を図る (2)福祉教育や地域活動等で必要な際に貸出し、福祉活動の啓発を行う
9,子供クラブ育成会等 青少年団体との事業協働	青少年育成団体との連携による青少年健全育成の推進と福祉体験事業等への協力
10,友好都市社協交流及び 相互支援事業	東松島市社協(宮城県)と各種事業交流及び災害時相互支援体制の継続と強化【災害相互支援活動に関する協定】
11,災害時相互支援事業	各種関係機関・団体等との相互支援体制の整備と連携強化 (1) 災害ボランティアセンター連絡会議 (2) 災害ボランティアセンター設置訓練 【災害時における東根市と東根市社会福祉協議会の相互支援に関する協定】 【東根市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定】 [東根青年会議所・東根さくらんぼライオンズクラブ]
12,災害被災地支援事業	災害時における被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣とボランティア等の派遣による被災地支援活動 【災害時相互支援に関する協定】 [山形県社協・県内市町村社協]

### 3, 地域活動振興事業

事 業 項 目	概 要 等
1,福祉推進員設置事業	見守り支援、コミュニティ福祉活動を通し、高齢者などが安心・安全に暮らし続けられる地域づくりを目指す (1)福祉推進員の設置と周知・広報活動 (2)三者懇談会の実施 (3)研修会の開催
2,ふれあいいきいきサロン 推進事業	高齢者一人ひとりが役割を持ち自身の生きがいの場となることを目指す (1)サロンの設置拡大と情報提供 (2)サロンの設置及び活動支援と運営補助

#### 4. 共同募金配分金事業・歳末たすけあい配分金事業

事 業 項 目	概 要 等
1,地域福祉推進大会	地域共生社会の実現を目指し、住民一人ひとりが今後取り組むべき活動への意識高揚を図り、更なる地域福祉の充実を目指す
2,地域活動推進事業	各地区社会福祉協議会の活動支援により、地域における福祉活動の活性化を図る（各地区敬老事業の推進）
3,高齢者生きがい活動推進事業	ふれあいきいきサロンの立ち上げ支援や運営に関する研修会、講師派遣や情報交換会を実施し、地域における高齢者の生きがいづくり及び居場所づくりの促進を図る (1)サロン設置相談普及事業 (2)サロン運営強化事業 (3)高齢者レクリエーション活動促進事業
4,単身高齢者ふれあい事業	一人暮らし高齢者の健康増進やリフレッシュ、生きがい活動（外出・交流）のきっかけづくりを行う 温泉入浴券・お食事券等の配布
5,介護者リフレッシュ事業	在宅介護者の身体的・精神的負担軽減を図り、生活の質の確保を図るとともに、介護知識の普及啓発等により、介護者の保健福祉向上を図る
6,福祉教育推進事業	児童・生徒の「福祉のこころ」の醸成を目的として実施 (1)福祉協力校指定 3校（小・中・高） (2)福祉体験学習の実施 (3)社協主催事業へ参加による地域の方との多世代交流等 (4)福祉絵本贈呈（小・中学校）
7,ひとり親世帯等交流・支援事業	(1)親子でわくわく夏休み応援事業 (2)親子でわくわく冬休み応援事業 [市内小学生以下のひとり親家庭] (3)ふーどぱんとりー（フードバンク・寄贈品等の配布） [市内小・中学生のひとり親家庭]
8,パパ&ママリフレッシュ講座	育児に係る不安軽減や日頃の疲れを癒し気分転換を図り、楽しく子育てを続けられるよう、交流事業の実施 [市内未就学児を子育て中の保護者]
9,社協活動広報・広聴事業	「社協だより」発行とホームページ管理、情報発信 (1)社協業務に関する必要事項の周知と、社協運営に対する市民の理解と協力を得る (2)社協に関わる情報の積極的な提供と、市民ニーズを社協業務に反映させる (3)地域の情報を公表し、社協に対する親密度を高め、社協の有効性を認識してもらう

10,赤い羽根共同募金運動	山形県共同募金会東根市共同募金委員会の事務局 共同募金運動に対する理解と共感を高める
11,歳末たすけあい募金運動	みんなが明るいお正月を迎えるように市民の助け合い運動を展開し、各地区社会福祉協議会と連携して配分する

#### 受託事業・指定管理経営事業

##### 5. 指定管理経営事業

事業項目	概要等
1,介護予防拠点施設の指定管理	(1)東根市ふれあいセンター（東根市中央一丁目3番5号）の管理運営と活用促進・介護予防推進事業の実施 (2)高齢者の介護予防推進、生きがいづくり、仲間（居場所）づくり等を図るために施設の利用促進と各種団体等の活動支援

##### 6. 受託事業

事業項目	概要等
1,手話奉仕員養成事業 [市委託]	手話奉仕員養成講座の開催により聴覚障がい者にも住みよい社会を醸成する（手話サークル「木の芽」に指導依頼）
2,戦没者追悼式事業 [市委託]	本市開催予定の山形県戦没者追悼式及び山形県遺族大会への協力（本年度は委託無し）
3,生きがい活動支援通所事業 [市委託]	温泉入浴や健康づくり事業、交流を通じ、介護予防と高齢者の生きがい・健康づくりを推進 <b>「いきいき まじゅ~れ」【さくらんぼ東根温泉旅館を利用】</b>
4,ふれあい配食サービス事業 [市委託]	一人暮らし高齢者等へ弁当を配達し、安否確認と自立した在宅生活を支援する 65歳以上の人一人暮らし高齢者・75歳以上の高齢者のみの世帯が対象 (月2回) 【民生委員児童委員・各地域組織の協力】
5,包括的支援事業 [市委託]	(1)在宅医療・介護連携推進事業 北村山第二医療介護連携センターの設置・運営 (2)認知症初期集中支援チーム設置事業 たんとサポートチームの設置 [認知症サポート医・保健師・社会福祉士] (3)認知症地域支援推進員等配置事業 ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 ・認知症サポート活動促進・地域づくり推進事業

6,家族介護支援事業 [市委託]	(1)家族介護教室の実施 (2)介護者交流支援事業（なごみケアカフェ）の実施 (3)認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の実施
7,高齢者施設等ボランティア ポイント事業 [市委託]	高齢者施設へのボランティア活動（登録者・登録事業所） の実績に応じポイントを付与、ボランティア奨励金の交付

### 生活支援事業

#### 7. 生活支援事業

事 業 項 目	概 要 等
1,日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) [県社協委託]	判断能力が不十分で日常生活に不安がある高齢者や障がい者等が、自立した生活が送れるよう福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う (1)利用者支援（日常的金銭管理や書類等預かり等） (2)研修会・会議開催、啓発活動 (3)成年後見制度・法人後見事業との連携
2,生活困窮者自立相談支援 事業 [市委託]	東根市自立相談支援センター (1)自立相談支援事業 (2)住居確保給付金の相談及び申請受付等 (3)生活保護受給者等就労自立促進事業（チーム支援） (4)食料支援の充実・連携強化 (5)生活の困りごと無料相談会の実施
3,生活福祉資金貸付事業 [県社協委託]	(1)生活福祉資金の貸付と償還指導・相談支援 （総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等） (2)特例貸付の債務管理及び償還開始からのフォローアップ支援 (3)自立相談支援センター等関係機関との連携
4,法人後見事業	(1)法人後見業務 ・法人後見の受任 ・法人後見運営委員会の開催 (2)成年後見センター事業 [市委託] ・成年後見制度に関する相談対応（相談・受任調整等） ・成年後見制度の申立て手続き支援 ・成年後見制度趣の広報・普及 ・後見人等の後方支援 ・関係機関連携体制の構築

5,フードバンク事業	生活困窮者等の相談援助を行った結果、必要と認められる世帯に対し、企業・団体等より供与いただいた食品を提供 【基本協定】[生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合] 【食品譲渡に関する合意書】[やまがた福わたり] 【フードドライブ事業に関する覚書】 [株]ヤマザワ] 【食品等の提供・譲渡に関する合意書】 [株]ヤマザワ]
------------	---

#### 低所得世帯支援事業

##### 8, 低所得世帯支援事業

事 業 項 目	概 要 等
1,善意銀行事業	善意銀行預託と払出業務（貸付）
2,たすけあい資金貸付事業	低所得世帯等への緊急小額資金貸付と償還指導（無利子）

#### 介護保険事業

##### 9, 介護保険事業

事 業 項 目	概 要 等
1,居宅介護支援事業	ケアプラン作成、予防プラン作成（受託） 要介護認定調査（受託）
2,訪問介護事業	介護保険適用の居宅介護業務及び予防介護業務 (身体介護、身体生活、生活援助等) 提供サービス向上と利用拡大、経営基盤の強化
3,ふれあい訪問サービス事業	介護保険適用外の通院介助、認知症の方の見守り、調理や配膳等の有料訪問サービスの独自事業
4,障害者総合支援事業	障害者総合支援法に基づく適用者への居宅介護業務 (身体介護・家事援助等) 及び障害者移動支援事業の受託
5,在宅家族介護者支援事業 [市委託]	要介護、認知症高齢者、身体障がい者の家族介護者が対象 見守りや話し相手、通院介助、介護知識の提供及び相談等 介護保険外サービスの提供
6,訪問入浴介護事業	介護保険適用の訪問入浴介護業務 (さくらんぼ東根温泉源泉の出前サービスを実施) 利用範囲拡大等による経営基盤の強化
7,身障者訪問入浴サービス事業 [市委託]	介護保険適用外の身体障がい者への訪問入浴サービス事業

## 地域包括支援センター事業

### 10. 地域包括支援センター運営事業

事 業 項 目	概 要 等
1, 地域包括支援センター 運営事業 [市委託]	<p>地域ケアシステムを総合的に担う拠点として設置  <b>【東根市地域包括支援センター中央】</b>          三職種（社会福祉士、保健師、主任ケアマネ）を配置          (1)介護予防ケアマネジメント業務（事業対象者等）          (2)総合相談支援業務          (3)権利擁護業務          (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>
2, 生活支援体制整備事業 [市委託]	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）配置          (1)2層協議体の設置及び運営事務          (2)地域資源の把握、開発          (3)ネットワーク構築          (4)ニーズと取り組みのマッチング</p>
3, 介護予防支援事業	<p>介護保険の予防給付によるケアマネジメントとして実施          (1)介護予防サービス計画の作成（要支援1・2、事業対象者）          （指定居宅介護支援事業所へ一部委託）</p>
4, 一般介護予防事業 [市委託]	<p>地域の高齢者に対し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を行う          (1)もっとげんき教室の実施          (2)通いの場立ち上げ支援の実施          (3)フレイル予防教室の実施          (4)地域活動への参加</p>

## 5. 心配ごと相談所取扱件数、生活福祉資金・たすけあい資金貸付状況

区分 年度	心配ごと相談 無料法律相談 取扱件数	生活 福祉 資金		たすけあい 資金	
		貸付件数	貸付額 (円)	貸付件数	貸付額 (円)
H25	155	32	23,023,000	1	30,000
H26	139	17	10,408,000	0	0
H27	144	15	5,483,000	1	20,000
H28	127	12	4,564,000	0	0
H29	133	8	3,836,000	0	0
H30	118	9	6,990,000	0	0
R1	168	11	5,618,000	0	0
R2	178	307	109,416,000	0	0
R3	152	109	50,245,000	0	0
R4	110	30	15,266,000	0	0
R5	126	1	1,568,000	0	0
R6	123	2	2,192,000	0	0

## 6. ふれあい配食サービス事業

65歳以上の1人暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、毎月2回民生委員児童委員及び婦人団体等の協力を得て、声掛け励まし、ふれあい、安否確認等を目的として、お昼にふれあい弁当を宅配しています。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	316	334	338	320	315	322	281	296	277	255	269	253

## 7. 共同募金実績の推移

年度	募金実績額 (円)	配分額 (円)	年度	募金実績額 (円)	配分額 (円)
H25	7,079,002	3,086,362	R1	6,933,286	3,995,846
H26	6,698,801	4,227,268	R2	7,020,463	3,986,172
H27	6,844,911	3,744,030	R3	7,135,419	4,039,389
H28	6,769,431	4,316,305	R4	7,137,754	4,145,805
H29	6,891,585	4,201,578	R5	7,212,528	3,961,240
H30	6,864,097	4,260,704	R6	7,271,252	4,168,266

※社協一般会費 一世帯あたり 700 円のほか、賛助会費として、企業、団体等から一口 5,000 円以上の協力をいただいております。

## 東根市内のふれあい・いきいきサロン(高齢者対象)一覧

【令和7年4月1日現在】

	サロン名	地区	会 場	開 催 日	参加費
1	新田町ふれあいサロン	新田町	新田町公民館	原則 毎月第3木曜日 今年度7回 10時～11時30分	年会費300円(+茶菓子代100円)
2	三日町いきいきサロン	三日町上下	三日町公民館	年6回(4月5月10～1月) 第4水曜日 10時～11時30分	200円/回
3	六日町ふれあい会	六日町	六日町公民館	月1回(第3金曜日) ※6、7、1月は休み 10時～12時	200円/回
4	中ノ目なかよしサロン会	中ノ目	中ノ目ふれあい会館	年6回(月1回～2回) 10月～3月 10時～11時	1人100円
5	東方いきいきサロン むつみ会	東方	東方公民館	年6回(10月～3月) 第2土曜日、または第3土曜日 13時30分～15時	なし
6	温泉町白金サロン	温泉5区	温泉町5区集会所	毎月第4土曜日(講師により第3土曜日) 10時～11時30分	200円/回(材料代別途)
7	原方サロン会	原方上下	原方公民館	年6回(4月、11～3月) 第3水曜日 10時～11時30分	100円/回
8	大林サロン	大林	大林公民館	年6回(月1回) 13時30分～15時30分 / 9月 11時30分～14時30分	必要に応じて負担
9	好令者・茶飲会	四ツ家下連合区	四ツ家下連合区集会所	毎月1～2回 第2木曜日 13時30分～	300円/回
10	並松さらやかサロン	並松	並松集会所	年10回 毎月15日(1月、8月休み) 13時30分～15時	100円/回
11	笑顔はじける一本木南サロン	一本木南	一本木南公民館	年6回程度(奇数月 第3金曜日) 10時～11時30分	100円/回 行事においてはその都度変更
12	川原いきいきサロン	上川原、下川原、後沢	川原地区多目的集会施設(川原公民館)	年7回(4月、5月、11月、12月、1月、2月) 平日 13時30分～15時30分 土日 10時～11時30分	一部負担あり
13	西戸ふれあいの会	本郷、和合、西戸1、2	西戸公民館	年6～7回(2回程土日、他平日) ※5～9月休み 10時～12時	必要に応じて(300～1,000円)
14	向原お茶のみ会	沼沢向原	向原公民館	年6～7回(7月、11～3月) 土曜日、日曜日 10時～12時	無料
15	沼沢ふれあいサロン	沼沢地区	沼沢コミュニティーセンター	年6回(10月～3月) 10時～11時30分	基本的に無料
16	ふれあいサロンいしづき	高崎新田区	新田区公民館 高崎地区公民館	年6回以上 第1、第3、第4日曜日 13時～15時30分	必要に応じて負担
17	ふれあいサロン原宿	原宿	原宿公民館	年6回(土曜日、日曜日) 13時30分～15時30分	200円/回
18	西原いきいきサロン	西原	西原地区公民館	年6回以上 9時～12時	100～300円/回
19	下戸ふれあいいきいきサロン	下戸	下戸公民館	年6回 10時～12時	随時
20	遊々会	神町上区	神町上地区公民館	月1回 第2火曜日 12回～15回 13時30分～15時30分	年1,000円
21	新田いきいきサロン	神町 新田上下1.2	新田公民館	奇数月 年6回 10時～11時30分	年会費1,000円
22	営団健康教室	営団	営団公民館	月2～3回(年6～7回)開催 木曜日 13時30分～16時	全回500円
23	若葉サロン	若葉町	若葉町公民館	年6回 10時～11時30分	1人200円
24	活き活きサロン「来楽」	大森山南区	大森山南公民館	年9回程度 4月～3月 9時30分～12時	年会費500円、不定期参加200円/1回、特別会費1000円/1回
25	つつみばたサロン	羽入第一区	羽入第一公民館	年6回(4月、5月、7月、9月、10月、11月、2月、3月) 毎月27日前後 10時～11時30分	200円/回
26	にこにこサロン	羽入第二区	羽入第二区会館	毎月1回(6月休み) 最終日曜日(原則) 10時～11時30分	200円/回
27	三ツ屋ふれあいサロン	三ツ屋地区	三ツ屋公民館	4月から各月1回(11回) 10時～11時30分	200円/回
28	荷口なかよしサロン	荷口	荷口公民館	年10回(冬期の月1～2回程度) 11～3月火曜日(子供会との交流は休日、老人クラブとの交流は土曜日) 10時～11時30分	年会費1,500円
29	藤助新田いきいきサロン よつば会	藤助新田	藤助新田公民館	年6回 毎月末の平日(開催日は打合せで決める) 9時30分～11時30分	200円 (初回は、保険料分を含めて300円)
30	いきいきサロン「空の会」	柏原	柏原公民館	月1回(毎月20日前後の金曜日) 10時～11時30分	100～200円/回
31	東いきいきサロン	東	東公民館	年6回(4月、5月、7月、10月、11月、1月) 日中の時間帯	約200円
32	「ではり」ふれあいサロン	出張	出張区公民館	年6回 第4金曜日 14:00～(旅行時等別途定める)	200円/回(旅行時別途)
33	中央ふれあいサロン	中央	中央北斗公民館	年7回 平日の日中	200円/回
34	北斗いきいきサロン	北斗	中央北斗公民館	年6回(6～8月休み) 10時～11時30分	200円/回
35	大堀ふれあいサロン	大堀	大堀集落センター	年6回以上 午前中(内容により午後もあり)	200～500円/回
36	野田北げんきサロン	野田北	野田北公民館	年6回(4月、7月、11月～2月 月1回) 10時～11時30分	100円
37	内町ふれあいサロン	内町	内町公民館	年6回(5月～3月) 10時～11時30分	200円/回
38	中宿ふれあいサロン	中宿	中宿公民館	年6回 10時～11時30分	300円/回
39	新町いきいきサロン	新町	新町公民館	年約6回(平日) 5月～1月 10時～12時頃	約1,000円
40	郡山いきいきサロン	郡山上下	郡山公民館	年7回(8月～1月、3月) 第1木曜日 13時30分～15時	なし
41	東なかよし会	東1区2区	長瀬公民館	月1回程度(案内は地区の回覧版による) 9時30分～11時30分	100円～200円程度
42	南十字サロン	南1区2区	長瀬公民館	年6回(10月～3月) 月1回土日祝日以外 10時～12時	200円～300円/回
43	長瀬サロン西	西区橋区	三分団西の堀集会所	年6～7回(平日) 水曜日 10時～11時30分	無料(必要時集金)
44	城北サロン	城北1区2区3区	城北公民館	年7回(4月、9月～2月) 第3火曜日 10時～11時30分	なし



# 制度の概要

# 【制度の概要】

令和7年4月1日現在

**身体障害者福祉**

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担割合	担当係
身体障害者手帳交付	上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚、言語、呼吸器、心臓、腎臓、肝臓、膀胱又は直腸、小腸、免疫機能に障がいがある人	身体に障がいがある人は診断書を添えて、県知事に手帳の申請をすることができる。障がいの程度、内容によって各種制度を利用できる範囲があり、補装具の交付、更生医療の給付等の福祉サービスが受けられる。	・申請書 ・指定医の診断書 ・本人の写真 ・マイナンバーカードまたは通知カード		
補装具の交付及び修理	身体障害者手帳の交付を受けている人	盲人安全杖、補聴器、義肢、装具、車椅子等の交付及びこれらの修理。 本人及び配偶者の市民税額により費用負担がある。	・申請書 ・身体障害者手帳 ・意見書 ・見積書 ・マイナンバーカードまたは通知カード	国 1/2 県 1/4 市 1/4	
更生医療の給付	身体障害者手帳の交付を受けている18才以上の人 ただし、指定医療機関がある	身体上の障がい（主に目、耳、肢体、心臓、腎臓）を軽くしたり、取り除いたりすることにより、日常生活を容易にするための医療給付。ただし、心臓機能障害の人は手術及びこれに伴う医療、じん臓機能障害の人は血液透析療法及びこれに伴う医療に限る。 本人が加入している保険と同一保険に加入している世帯員の市民税額等により費用負担がある。	・申請書 ・身体障害者手帳 ・指定医の意見書 ・概算額算出明細書 ・保険情報がわかるもの、医療証 ・同意書 ・マイナンバーカードまたは通知カード	国 1/2 県 1/4 市 1/4	福祉相談係
自動車操作訓練費助成	身体障害者手帳の所持者で、免許証に身体障がい者用の特殊な装置が備えられている自動車に限定する旨の条件が付与されている人	自動車教習所において、身体障がい者用の特殊な装置が備えられている自動車により操作訓練を受け免許を取得した人に対し、免許取得に要した費用の3分の2以内で、10万円を限度に助成する。	・申請書 ・身体障害者手帳 ・運転免許証 ・車検証 ・教習所の領収証	市単独	
自動車改造費助成	身体障害者手帳の交付を受けている人	身体障がい者が就労等社会生活への参加に伴い、自ら運転し、所有又は取得する自動車の改造に要する費用について、10万円を限度に助成する。所得制限がある。	・申請書 ・運転免許証 ・見積書 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・同意書	市単独	

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
介護用車両 費助成	下肢機能障害、移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級までの身体障害者手帳所持者、又は市長が車椅子等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者のいる世帯	重度身体障がい者の介護に伴い、身体障がい者本人又は生計を一にする人が所有又は取得する自動車を車椅子の使用に配慮した改造や購入をする場合、改造などに要する経費の2分の1以内で20万円を限度に助成する。所得制限がある。	・申請書 ・運転免許証 ・見積書 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・同意書	市単独	
人工透析患 者通院交通 費助成	じん臓機能障害の手帳交付を受けている人で、本人と生計中心者（本人と同居世帯）の前年分の所得税非課税の人	人工透析療法を受けるため、交通機関（自家用車も含む）を利用して通院している人に對し、通院距離に応じて、通院費を助成する。 助成限度月額 往復 15Km未満 1,500円 15Km～30Km 2,000円 30Km以上 3,000円	・申請書 ・身体障害者手帳 ・通院証明書 ・同意書	県総合 交付金 市	
身体障がい 者等駐車施 設利用証の 交付	①身体障害者手帳保持者（※のとおり） ②療育手帳保持者「A」程度 ③精神障害者保健福祉手帳1級	身体障がい者用駐車場施設の利用のため、利用証を交付する。  ※視覚障害4級以上、平衡機能障害5級以上、上肢機能障害2級以上、下肢又は移動機能障害6級以上、体幹機能障害5級以上、内部機能障害4級以上、難病患者、高齢者要介護1以上、妊娠婦、けが人等	・申請書 ・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		福 祉 相談係
訪問入浴サ ービス事業	65才未満の重度身体障がい者で移送に耐えられない人	週1回程度、訪問により入浴サービスを提供する。	・申請書	国1/2 県1/4 市1/4	
在宅酸素療 法者支援事 業	呼吸器機能障害の身体障害者手帳保持者で、在宅酸素療法を行っている人	・月額 4,000円支給 ・支給月 9月・3月 (医療費負担軽減制度の該当者は除く)	・申請書 ・証明書 ・身体障害者手帳	県総合 交付金 市	
重度脊髄損 傷者等日常 生活維持費	満20才以上の在宅者で、身体障害者手帳1・2級所持者のうち脊髄損傷者、頸椎損傷者又は日常生活で自立して車椅子を使用している人	・月額 2,500円支給 ・支給月 9月・3月	・申請書 ・身体障害者手帳		市単独

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担割合	担当係
おむつ支給	常時失禁状態にある心身障がい者で生計中心者の前年所得税が非課税の世帯（在宅介護）	清潔で心地良い臥床生活を営まれるよう、月額7,500円を限度とした給付券の交付を行う。	・申請書	県総合交付金 市	福 祉 相談係
	常時失禁状態にある心身障がい者で生計中心者の前年所得税が課税されている世帯（在宅介護）	清潔で心地良い臥床生活を営まれるよう、月額4,000円を限度とした給付券の交付を行う。	・申請書	市単独	
障害福祉サービス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を所持している人等（精神障がいは、障害年金、自立支援医療の支給が決定になっている人等を含む）	在宅で介護や家事の援助を受けたり施設に通所したり、短期間入所する等のサービスを受けられる。 また、施設に入所して、日中活動の支援や、住まいの場におけるサービスを行う。入浴・排泄、食事の介護や、自立の為の訓練を受けることができる。	・申請書 ・収入等申告書 ・障害者手帳 ・保険情報がわかるもの ※年金証書 ※所得証明書	国1/2 県1/4 市1/4	
手話通訳要約筆記奉仕員派遣	身障手帳所持者で聴覚、音声機能又は言語機能障害の人	公的機関、医療機関、就職手続等に関する場合に通訳者及び奉仕員を派遣する。	・申請書	国1/2 県1/4 市1/4	
福祉タクシー又は給油利用券（いずれか選択）	①身体障害者手帳所持者（1級から3級まで） ②療育手帳所持者A・B ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級から3級まで）	・福祉タクシー券 小型タクシー500円券を年間最大45枚支給する ・リフト付タクシー券 下肢、体幹及び移動機能障害1・2級の人々にリフト付タクシー3,000円券を年間最大24枚交付する 請求金額の範囲内で1回につき2枚まで利用可能 ・給油利用券 自家用自動車の所有者に給油券を助成 月×1枚（500円券）	・申請書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市単独	
身体障害者相談員	身体に障がいのある人等	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加に関する相談に応じ、指導・助言を行うと共に、関係機関への連絡等を行う。		市単独	
福祉バス	福祉団体等	会議、研修、視察、慰問、奉仕活動など、集団で参加する時に運行する。	・ふれあい号使用申込書	市単独	地 域 福 祉 係
声の広報	視覚障がい者で希望する人	録音（カセットテープ・CD）により、視覚障がい者に月1回『市報ひがしね』に掲載されている内容を知らせる。		国1/2 県1/4 市1/4	

## 身体障害者福祉、知的障害者福祉

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする精神又は身体に著しく重度の障がいがある人  ①20才以上の人 ②施設に入所していない人 ③3か月以上入院していない人	国民年金の障害年金1級程度の障がいが2つ以上重複する人。  障害年金1級程度の障がいを1つ有し、同年金2級程度の障がいが2つ以上重複する人。  ④手当月額 29,590円 ⑤支払期間 認定請求をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで ⑥支払期日 毎年2月・5月・8月・11月 各月の10日 (その日が土曜日・日曜日・祭日の場合は前日) ⑦所得制限 本人又は配偶者若しくは扶養義務者の所得状況によって、手当が支給停止されることがある	•認定請求書 •印鑑 •診断書 •所得状況届(年金受給者の場合は証書の写)	国3/4 市1/4	
障害児福祉手当	日常生活において、精神又は身体に重度の障がいがあるため、常時の介護を必要とする人  ①20才未満の人 ②施設に入所していない人	⑧手当月額 16,100円 ⑨支払期間 特別障害者手当の場合と同様 ⑩支払期日〃 ⑪所得制限〃	•認定請求書 •印鑑 •診断書 •所得状況届(年金受給者の場合は証書の写)	国3/4 市1/4	福祉相談係
経過措置による福祉手当	⑫昭和61年3月31日において20才以上であること ⑬昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有する人 ⑭特別障害者手当を受けることができない人 ⑮障害者年金を受けることのできない人	⑯手当月額 16,100円 ⑰支払期間 昭和61年4月1日以降引き続き福祉手当の支払要件に該当する場合支給する ⑱支払期日 特別障害者手当の場合と同様 ⑲所得制限〃  ※原則として、新規の認定はない			国3/4 市1/4

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担 割合	担当係
重度心身障がい(児)者医療証の交付	心身に重度の障がいがある人で次のいずれかに該当する人(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、障害基礎年金1級の受給権者、特別児童扶養手当1級の障がいの状態にある者等)	心身に重度の障がいがある人の医療費を軽減または無料化するための制度。一部負担金有の場合、本人の負担額は医療費の1割となる。ただし、医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに、外来・調剤・訪問看護は一月に14,000円、入院は一月に57,600円が限度となる。  一部負担金無の場合、医療費は無料。	・印鑑 ・保険情報がわかるもの ・障害の状態を証明するもの(左記の各種手帳・証書等)	県1/2 市1/2	市民課 保険 年金係
東根市重度心身障害児養育手当	重度心身障がい児(3才以上20才未満)を養育している人(障がい児と同居し、これを介護しつつ、生計を維持する人)  障がい程度 ①身体障がい者等級1・2級 ②知的障がい児で常時介護を有する者で市長が認めた人	(イ)障がい児の養育を怠っていると認められるときは支給しない。  (ロ)障がい児が施設に入所している場合は該当しない。  (ハ)所得制限なし。  ・支払月額 3,000円(1人につき) ・支払期日 毎年3月・6月・9月・12月 各月末日支払 ・支払方法 口座払	・申請書 ・印鑑 ・診断書 ・身体障害者手帳	市単独	福祉 相談係

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
心身障害者扶養共済制度	障がい者の将来の生活安定のため、扶養者がこの制度に加入して掛金をし、加入者が障がい者より先に死亡又は重度障がいとなつた場合、その月より障がい者に毎月 20,000 円(2 口 加 入 の 人 は 40,000 円) の年金が生涯にわたって支給される。	<p>◎加入できる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所があること</li> <li>・65 才未満であること</li> <li>・現在、病気や特別の障がいがないこと</li> </ul> <p>◎心身障がい者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者</li> <li>・身体障がい者等級 1 級～3 級までの人</li> <li>・精神又は身体に永続的な障がいがあり、上記 2 つと同程度と認められる人（精神病、自閉症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症等）</li> </ul> <p>◎加入期間が 20 年以上で、かつ加入者が 65 才以上になったとき掛金は全額免除される</p> <p>◎世帯員の市民税の課税状況により掛金が一部免除される</p> <p>◎掛金を 2 か月間滞納すると脱退したものとみなされる</p> <p>◎障がい者が加入者より先に死亡した場合は次の加入期間に応じて一時金として弔慰金が支給される</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入申込書</li> <li>・加入者告知書</li> <li>・障害証明書又は身体障害者手帳</li> <li>・住民票謄本（加入者、障がい者）</li> <li>・年金管理者指定届</li> <li>・印鑑</li> </ul>	県総合交付金	

#### 1 ヶ月の掛金（令和 7 年 3 月 31 日現在）

年齢	35 才未満	35～39 才	40～44 才	45～49 才	50～54 才	55～59 才	60～64 才
掛金	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

福祉  
相談係

日常生活用具の給付	身体障害者手帳所持者 ただし、障がい程度や障がい部位による	日常生活を容易にするために介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費を給付する。本人及び同一世帯の者（利用者が 18 歳以上の場合はその配偶者に限る）の市民税額に応じて費用負担がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・見積書</li> </ul>	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-----------	----------------------------------	---	--	-------------------------

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
自動車税 種別割 環境性能割 軽自動車税 種別割 の免除	1. 身体障害者手帳所持者  身体障がい者本人、又は身体障がい者と生計を一にする者が運転し専らその身体障がい者のために使用する場合。ただし、1人につき1台で事業用は除く。	普通自動車  ・免除申請は県総合支庁の税務担当課に行う。 ただし、家族・介護者運転の場合は住民票謄本、通院・通学証明書等が必要。  ・自動車取得時の自動車税、環境性能割の免除申請は自動車税事務所に行う。  ※障がい程度（等級）によってあてはまらない場合がある。  軽自動車  ・免除申請は市税務課で行う。ただし、家族・介護者運転の場合は、通院・通学証明等が必要。	・申請書 ・車検証 ・身体障害者手帳 ・住民票謄本 ・通院通学証明書 ・運転免許証		
	2. 療育手帳A所持者と生計を一にする者が専らその知的障がい者のために使用する場合。ただし、1人につき1台で事業用は除く。	身体障がい者の家族・介護者運転と同様。	(同上) ・療育手帳		
	3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	身体障がい者と同様。	(同上) ・精神障害者保健福祉手帳		
JRの旅客運賃割引	1. 身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者  1種 本人と介護者1名 2種 本人のみ  2. 療育手帳所持者 A 本人と介護者1名 B 本人のみ  *ただし、定期券を使用する12才未満の第2種障がい者の場合、介護者1名をつけることができる。	割引率  ・1種・A<介護者付> 区間制限なく乗車券・急行券・回数券・定期券が5割引 ・1種・A<単身利用> 片道100Kmを超える時普通乗車券が5割引。 ・2種・B<単身利用> 1種単身利用に同じ ・2種・B<12才未満で介護者付> 介護者の定期券が5割引 *乗車券を求める際、各社窓口に手帳を提示する。	・身体障害者手帳または ・精神障害者保健福祉手帳または ・療育手帳		福 祉 相談係

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
航空運賃の 割引	12 才以上の身体 障害者手帳所持者 1種 本人と 介護者1名 2種 本人のみ	搭乗券を求める際、各社窓口に手帳を提示 する。	・身体障害者手帳		
	12 才以上の療育 手帳所持者 A 本人と 介護者1名 B 本人のみ	搭乗券を求める際、各社窓口に手帳を提示 する。	・療育手帳		
バス運賃の 割引	身体障害者手帳所 持者 (第1種身体障害 者手帳を所持する 場合は介護人共)	割引率は、1種、2種共に5割引。 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に 制限はない。 *運賃支払時、手帳の提示必要	・身体障害者手帳		福 祉 相談係
	療育手帳所持者 (療育手帳Aを所 持する場合は介護 人共)	割引率は、A、B共に5割引。 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に 制限はない。 *運賃支払時、手帳の提示必要	・療育手帳		
	精神障害者保健福 祉手帳所持者 (精神障害者保健 福祉手帳1級を所 持する場合は介護 供)	割引率は、1～3級共に5割引。 山形交通、庄内交通のバス路線で、距離に 制限はない。 *運賃支払時、手帳の提示必要	・精神障害者保健 福祉手帳		
有料道路通 行料金割引	①全ての身体障 い者が自ら運転 する場合 ②1種の身体障 い者又は療育A の知的障がい者 を乗せて介護者 が運転する場合	・通行料金が5割引 ・福祉事務所で対象車両の登録と身体障害者 手帳又は療育手帳に割引対象の記載を受 け、有料道路利用時に提示する	・申請書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・運転免許証 ・車検証 ・E T C カード ・E T C 車載器管 理番号		

制 度 (事業名)	対 象 者	制 度 内 容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
NHK 放送受 信料の免除	<p>〈全額免除〉 身体障がい・知的 障がい・精神障が い者のいる世帯 で、かつ世帯構成 員全員が市町村民 税非課税</p> <p>〈半額免除〉</p> <p>①身体障がい者 身体障害者手帳 所持者で、障が い等級1・2級 又は視覚、聴覚 障がい者</p> <p>②知的障がい者 療育手帳A所持 者</p> <p>③精神障がい者 精神障害者保健 福祉手帳1級所 持者</p> <p>※ただし、本人が 世帯主で受信契約 を結んでいる人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所から免除申請書に証明を受けた 後、NHK 放送局に申請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・同意書</li> <li>・印鑑</li> <li>・各障害者手帳</li> </ul>		福 祉 相談係

## 知的障害者福祉

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担割合	担当係
療育手帳交付	市内に居住し、中央児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい者(児)と判定された人	・障がいの程度によってA(重度)とB(中軽度)に分けられる ・交付を受けることにより、各種の福祉サービスが受けられる	・申請書 ・本人の写真 ・マイナンバーカードまたは通知カード		福祉相談係
知的障害者相談員	知的障がい(児)者	・知的障がい害者の自立と社会経済活動への参加に関する相談に応じ、指導・助言を行うと共に、関係機関への連絡等を行う		市単独	

## 精神障害者福祉

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担割合	担当係
精神障害者保健福祉手帳交付	精神の病気(統合失調症、躁うつ病、てんかん、器質精神病等)があり、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人	・障がいの程度によって1級から3級に区分される ・交付を受けることにより、各種の福祉サービスが受けられる	・申請書 ・本人の写真(希望者のみ) ・次のいずれか ①診断書 ②障害年金証書(年金振込通知書)、同意書 ・現在交付を受けている手帳(更新の場合) ・マイナンバーカードまたは通知カード		福祉相談係
自立支援医療 (精神通院医療)	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患有する人で、一定の病状を示す精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人	・通院医療費の自己負担額が原則1割となる(世帯の所得によっては自己負担上限額が設定される) ・通院する病院、薬局等を1か所事前に指定する ・認定期間は1年(再認定手続は3か月前から可能)	・申請書 ・保険情報がわかるもの ・同意書 ・本人の収入が確認できるもの(非課税世帯) ・診断書 ・現在交付を受けている受給者証(再認定、変更の場合) ・マイナンバーカードまたは通知カード	県	

## 身体障害者福祉、高齢者福祉

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に必要なもの	負担割合	担当係
在宅家族介護者支援事業	・要介護高齢者（要介護認定1～5を受けている人、身体障害者手帳1級又は2級を所持している人）を在宅で介護している家族 ・一人暮らしの要介護高齢者等	・要介護高齢者の通院介助や見守り・話し相手、介護者に対する介護知識の提供や介護に関する悩みの相談等、介護保険適用外のサービスを提供する ・利用は1回2月時間までで、1か月8時間を限度とし、利用料金は実施事業所により異なる	・申請書 ・印鑑 ・介護保険被保険者証 ・身体障害者手帳	市単独	介護保険係
高齢者移動サービス事業	要介護1以上の認定を受けた人で、移動の際にリフト付タクシー やストレッチャー装着車の利用が必要な人	・1枚3,000円の助成券を年間最大で24枚交付 ・1回の利用につき、2枚まで使用可能	・申請書 ・印鑑 ・介護保険被保険者証		
生きがい活動支援通所事業	65歳以上の介助なしで入浴や各種活動ができる人で、要介護（支援）認定を受けていない人	・温泉を会場に、健康づくり事業や仲間との交流、趣味娯楽活動等を行い、高齢者に生き生きとした生活を送ってもらう	・申請書 ・印鑑 ・申請は東根市社会福祉協議会		
ヘルプアップ住ま居る事業（旧軽度生活援助事業）	① 65歳以上の高齢者のみ世帯 ② 65歳以上の高齢者と障がい者（身体障害者手帳1・2級所持者）のみ世帯 ③ 障がい者のみ世帯 ④ ①～③に準ずる世帯	・従前の軽度生活援助事業に、在宅高齢者を災害から守るサービスや、日常生活での環境整備・家事援助サービスを加えてリニューアルし、高齢者の生活支援サービスをより充実させ、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援する ・援助内容は、家周辺の手入れや除雪、買い物代行など	・申請書 ・印鑑 ・申請は東根市シルバーハウスセンター	市単独	長寿支援係
家族介護用品支給事業	要介護4・5または1～3で常時失禁状態にあるか中度程度以上の認知症がある高齢者を介護している家族	・介護している家族に紙おむつ等の介護用品を購入できる助成券を支給する 市民税課税世帯 月4,000円 市民税非課税世帯 月7,500円	・申請書 ・印鑑 ・介護保険被保険者証		

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
ふれあい配食サービス	① 65 歳以上のひとり暮らしの世帯 ② 75 歳以上の高齢者のみ世帯 ③ ①、②に準ずる世帯	・月 2 回、弁当を居宅に配達し、安否の確認をするとともに、食関連サービスの利用調整を行う (個人負担 1 食 150 円)	・申請書 ・申請は東根市社会福祉協議会		
高齢者社会参加促進事業（おでかけさぽーとタクシー事業）	70 歳以上の高齢者で本人・配偶者ともに運転免許証がなく、介護保険の要介護（支援）認定を受けていない、かつ、福祉タクシー券の交付を受けていない人	・助成額 500 円の券を年間最大で 30 枚交付（市中心部より 5 キロ以上の地域 高崎、東郷の一部、大富の一部は 45 枚交付）	・申請書 ・印鑑 ・加入する医療保険の被保険者証		
養護老人ホーム	おおむね 65 歳以上の人で、身体上、精神上または環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な人	・入所判定委員会で養護老人ホーム入所の判定を受けた人を入所させ養護する <費用の負担> 入所者及びその扶養義務者の負担能力に応じて額が決定される	・申請書 ・印鑑 ・健康診断書		市単独 長寿支援係
緊急通報体制等整備事業	65 歳以上の 1 人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯	・緊急事態に対応するため、高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置し、在宅での生活を支援する (自己負担金 月 300 円)	・申請書 ・確約書 ・印鑑		
高齢者世帯等雪下ろし等支援事業	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する世帯（ただし、生活保護を受けている世帯は除く） ① 65 歳以上ののみの世帯 ② 65 歳以上及び障がい者（※）のみの世帯 ③ 障がい者のみの世帯 ④ ①、②、③に準ずる世帯 ※身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	・雪下ろし等の作業に要した費用の一部を補助する  非課税世帯：要した費用の 5 分の 4 以内の額で、上限は同一年度内 40,000 円  課税世帯：要した費用の 2 分の 1 以内の額で、上限は同一年度内 25,000 円  ※家族間の実施費用は不可	・申請書（民生・児童委員の確認が必要） ・業者からの請求書（作業内容が明記されているもの） ・業者からの領収書 ・補助金請求書（口座番号等が必要） ・印鑑		

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
はいかい高 齢者家族等 支援事業	認知症によるは いかいのみられ る高齢者または その家族	・認知症高齢者がはいかいでの居場所がわからなくなつた場合に備え、GPS機能付きの機器とサービスを利用する場合の費用を助成する  (助成内容) 初期費用（上限 10,000 円/1 回のみ）と 基本料金（上限 700 円/月）	・申請書 ・利用明細がわからる請求書と領収書		
高齢者見守 りネットワ ーク事業	単身で生活して いる高齢者や高 齢者のみ世帯等	・民生委員を地域福祉相談員に任命し、見守りが必要な高齢者を「高齢者見守りネットワーク」に登録し、担当区域内における高齢者世帯の訪問や日常生活に対する支援を行う	・登録書 ・加入届 ・申請は東根市地 域包括支援セン ター	市単独	長寿 支援係
SOSネット ワーク事 業	はいかいのおそ れのある高齢者 や若年性認知症 の人	・認知症によるはいかいの不安がある高齢者を「SOSネットワーク」に登録し、行方不明になった場合、警察等の関係機関に登録情報を提供し、早期解決を図るために体制を構築する	・登録書 ・加入届 ・申請は東根市地 域包括支援セン ター		
地域福祉相 談員	単身で生活して いる高齢者や高 齢者のみ世帯等 及び支援を要す る子育て世帯	・おおむね月 2 回程度訪問し、相談に応じる		市単独	地 域 福 祉 係
高齢者施設 等ボランテ ィアポイント 事業	18 歳以上(高校生 は除く)でボラン ティア登録をし た人	・平成 29 年度開始事業 ・介護施設等で実施したボランティア活動 にポイントを付与し、奨励金を交付する  10 ポイント・・・1,000 円（年度内 100 ポ イントまで交換可）	・登録申請書 ・奨励金交付申請 書 ・印鑑 ・登録及び奨励金 交付申請は東根 市社会福祉協議会	市単独	長寿 支援係
敬老祝品	・米寿 88 歳(数え年) ・白寿 99 歳(数え年) ・長寿 100 歳(満年齢)	・記念品の贈呈 市・・・米寿 県・・・白寿 国・・・長寿(総理大臣祝)		市単独 県単独 国	
東根市大け やき長寿祝	数え年 100 歳にな る人で、4 月 1 日 現在東根市住民 基本台帳に登載 されている人  (ただし、贈呈時 において存命の 人)	【連続して 20 年以上居住している人】 (1) 祝金 10 万円（在宅者） 祝金 5 万円（福祉施設居住者） (2) 賀詞 (3) 贈呈時期 年度初めの早い時期とし、遅くとも 5 月末までに贈呈  【上記以外の人】 (1) 記念品 (2) 賀詞 (3) 上記と同様		市単独	地 域 福 祉 係

## 児童福祉

制度 (事業名)	対象者	制度内容			申請に必要なもの	負担割合	担当係
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する児童(20歳未満)の父または母または障がい児を養育している人	手当額 ※所得制限あり 支払期日 支払方法	令和7年度 1級1人につき 2級1人につき 毎年4月、8月、11月各月の 11日 ※それぞれの月の前月までの 4ヶ月分が支払われる。 ※11月期は11月分まで支払 口座振込	*次の場合は該当しない ①障がいを支給事由とする年金給付を受けることができるとき ②対象児童が施設入所している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求書</li> <li>対象児童の戸籍謄本</li> <li>診断書</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>療育手帳</li> <li>マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul> <p>◎別居監護の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申立書</li> <li>学校長の在学証明等</li> </ul>	国 10/10	福祉相談係
児童手当	高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人	支給月額 0歳～3歳未満 第1子、第2子：15,000円 3歳～高校生年代まで 第1子、第2子：10,000円  第3子以降：30,000円  ※第3子以降・・・22歳に達する日後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に第1子、第2子と数えたときに第3子以降にあたる児童のこと		<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求書 (2人目以降は、額改定認定請求書)</li> <li>保険証又は年金などの加入証明書</li> <li>預金通帳</li> <li>マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>	<p>被用者 (3歳未満) 国 10/10</p> <p>非被用者 (3歳未満) 国 13/15 県 1/15 市 1/15</p> <p>3歳以上 国 7/9 県 1/9 市 1/9</p>		地域福祉係
家庭児童相談室	児童のいる一般家庭	・家庭相談員による児童相談、調査指導、児童相談所への送致等					地域福祉係
育成医療	18歳未満の児童、手術などを必要とする者で比較的短期間で治療効果のある人	◎対象疾患 ①肢体不自由者②視覚障害③聴覚平衡機能障害④音声、言語機能障害⑤心臓疾患⑥心臓疾患以外の先天性内臓疾患⑦腎臓疾患  ◎給付内容 ①診察②薬剤又は治療材料の支給③医学的処置、手術及び治療並びに施術④病院又は診療所への収容⑤看護⑥移送  ◎自己負担 児童の属する世帯の市民税額等に応じて定める金額を自己負担する	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>指定医の意見書</li> <li>概算額算出明細書</li> <li>保険情報がわかるものの、医療証</li> <li>同意書</li> <li>マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>	国 1/2 県 1/4 市 1/4		県児童相談所 福祉相談係	

## その他の福祉

制度 (事業名)	対象者	制度内容	申請に 必要なもの	負担 割合	担当係
生活保護	年齢を問わず、生活に困窮するすべての者が対象 資産・稼働能力・扶養義務者からの援助、その他あらゆるものを利用しても、なお生活できない者	自力で最低生活を営むことの出来ない者に対し、その者の金銭又は物品で満たすことの出来ない不足分を、厚生労働大臣の定める基準生活費の範囲内で保護する。	・資産証明書、収入証明書、扶養義務者名簿、預貯金通帳等	国 3/4 市 1/4	福祉相談係
救護施設	障がいがあるために、独立して日常生活が出来ない要保護者	身体上又は精神上の障がいや経済的な問題があるため、独立した日常生活を送ることが困難な要保護者を収容し、生活扶助を行う。	・申請書 ・診断書 ・資産証明書、収入証明書、扶養義務者名簿、預貯金通帳等	国 3/4 市 1/4	
生活福祉資金貸付	低所得世帯及び身体障がい者世帯、知的障がい者世帯並びに日常生活上介護をする65歳以上の高齢世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難な世帯で、資金融資を受けることにより、独立自活できると認められる世帯	低所得者、高齢者、身体障がい者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにする。  更生資金、身障更生資金、生活資金、福祉金住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金  ① 限度額、償還期限等は資金により異なる。 ② 利子は、年3%（就学資金は無利子）	・申請書 ・印鑑 ・連帯保証人 1名以上 ・見積書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・所得証明		社会福祉協議会
たすけあい資金貸付	低所得世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難で、緊急に資金を要する世帯	・生活一般 5万円以内 (ただし、特別貸付 7万円以内)	・印鑑 ・民生委員意見書等 ・保証人 1名		

# 市内の主な福祉施設一覧

## 市内の主な福祉施設一覧

### 計画相談支援・障害児相談支援

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
特定相談支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
相談支援センターリいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会
相談支援事業所つながるあかり	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

### 地域移行支援

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法人名
相談支援センターリいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会
相談支援事業所つながるあかり	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

### 地域定着支援

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法人名
相談支援センターリいぶる	東根市中央二丁目11-2	53-0475	53-0476	一般社団法人 山形地域福祉サポート協会

### 居宅介護・重度訪問介護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法人名
東根市社会福祉協議会居宅介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
にこにこ ヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1-19	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館
ニチイケアセンター東根北	東根市小林一丁目4-1 ICパレス1階A号室	48-6456	48-6457	株式会社ニチイ学館

### 同行援護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法人名
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館

### 生活介護

事業者名	所在地	電話番号	FAX	法人名
多機能型支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
生活介護事業所ピースひがしぬ	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム 株式会社

## 自立訓練（生活訓練）

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンドイワールド株式会社

## 就労移行支援

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ大林	東根市大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	48-6202	48-6212	ユニオンソーシャルシステム 株式会社
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンドイワールド株式会社

## 就労継続支援A型

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
就労継続支援A型事業所ピース大林	東根市大林二丁目4-40 大林福祉プラザ	48-6202	48-6212	ユニオンソーシャルシステム 株式会社

## 就労継続支援B型

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
就労支援センターこすもすの家	東根市大字野川2074番地の103	44-1566	44-1567	社会福祉法人東根福祉会
多機能型支援センター大けやきの家	東根市大林二丁目3-15-6	53-9111	53-9112	社会福祉法人東根福祉会
つながるアカデミー	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンドイワールド株式会社
ナイスフォーメーション	東根市神町北三丁目3番6号	080- 5116-0001	-	東日本トレード株式会社
就労継続支援B型事業所 うぶ	東根市中央二丁目19番21号	48-7988	48-7989	株式会社ubu
就労継続支援B型事業所 shape	東根市宮崎三丁目7番2号	53-6277	050- 3101-9235	一般社団法人 やすだ俱楽部

## 共同生活援助（グループホーム）

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
みやま荘共同生活事業所 みやま東根グループホーム	東根市中央三丁目12-17	72-7877	73-3253	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

## 児童発達支援センター

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
児童発達支援センターつながる	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンドイワールド株式会社

## 児童発達支援（センター以外）及び放課後等デイサービス

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
つながるチャコ第1教室	東根市中央三丁目15-30	53-6580	53-6581	トレンドイワールド株式会社
つながるチャコ第2教室	東根市中央三丁目1-27	53-6580	53-6581	トレンドイワールド株式会社
つながるチャコ第3教室	東根市中央三丁目15-1 パレスさくらんぼ002	53-6580	53-6581	トレンドイワールド株式会社
ピース ひがしね	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム 株式会社
つながるゼミナール	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンドイワールド株式会社
放課後等デイサービス大けやき	東根市神町中央一丁目3-48 プラザ神町111号室	53-0298	53-0297	社会福祉法人東根福祉会

### 保育所等訪問支援

事業者名	住所	電話番号	FAX	法人名
保育所等訪問支援事業所 ピース ひがしね	東根市中央西3-5 東根福祉プラザ*	53-0154	53-0164	ユニオンソーシャルシステム 株式会社
保育所等訪問支援つながる	東根市中央三丁目3-5	48-7600	48-7611	トレンディワールド株式会社

### その他障がい者施設

施設名	住所	電話番号	FAX	法人名
山形県身体障がい者保養所 東紅苑	東根市温泉町二丁目16-1	43-2061	43-2422	山形県身体障害者福祉協会

令和7年5月1日現在

### 居宅介護支援（要介護1～5のケアプラン作成を担当）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ケアプランセンター東根	東根市大字野川2074-99	44-2786	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
東根市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所 にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ナーシングホームさくらんぼ 在宅介護支援センター	東根市大字野田1921番地	36-0086	36-0018	医療法人敬愛会
居宅介護支援事業所おさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
居宅介護支援事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-0362	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
居宅介護支援事業所まごころ	東根市大字羽入500番地1 アエロポールA112号室	53-1620	53-6119	株式会社まごころ
在宅ケアサポートこもれび	東根市中央四丁目3-10	53-1106	53-0213	株式会社こもれび
指定居宅介護支援事業所 はなまるはあと	東根市大字猪野沢147番地の内1号	44-2555	53-0856	株式会社 ソーシャルケアおやまだ
ケアプランセンターりんく	東根市大字島大堀270番地	22-9283	22-9287	株式会社link
山形ロイヤル病院 指定居宅介護支援事業所	東根市大森二丁目3-6	43-8222	43-8279	医療法人財団明理会
指定居宅介護支援事業所にじ	東根市温泉町三丁目4番38-110号	53-6424	53-6404	ドリーム株式会社
ケアプランセンター東根敬寿園	東根市大字蟹沢1663-1	48-7951	48-7971	社会福祉法人敬寿会

### 介護予防支援（要支援1・2、総合事業対象者のケアプラン作成を担当）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市地域包括支援センター中央 (東根地区・神町地区)	東根市中央一丁目3-5	42-3939	43-2331	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
東根市地域包括支援センターしろみず (大富地区・小田島地区・長瀬地区)	東根市大字郡山672	53-0600	53-0609	社会福祉法人 東根福祉会
東根市地域包括支援センターしろみず サブセンター(東郷地区・高崎地区)	東根市大字野川2074-99	53-0606	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会

### 小規模多機能型居宅介護（原則として、東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
小規模多機能施設本丸ホーム	東根市本丸南一丁目10-16	43-6611	43-6981	社会福祉法人 東根福祉会
ニチイケアセンター神町 小規模多機能型居宅介護ニチイのやわらぎ	東根市神町東一丁目16番58号	49-2201	49-2202	株式会社ニチイ学館
まごころ	東根市大字羽入500-6	53-1621	53-1622	株式会社まごころ
ケアセンターとこしえ さくらんぼ東根駅前	東根市さくらんぼ駅前三丁目1番20号	53-1178	53-1186	株式会社テイクオフ

### 通所介護（デイサービス）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1553	49-1552	株式会社ニチイ学館
デイサービスセンター白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2784	44-2883	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンター第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1132	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンターおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
ほっとデイサービスセンター水晶館	東根市温泉町一丁目15番10号	43-2133	43-2915	有限会社阿部
通所介護事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8800	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
宅老所じんまち	東根市神町西三丁目4番62号	49-1556	49-1577	株式会社 東北福祉サービス
デイこもれび	東根市中央四丁目3番10号	53-0212	53-0213	株式会社こもれび
月あかり神町	東根市神町北四丁目2番3号	53-1889	53-1890	株式会社 東北福祉サービス
デイサービスまごころ	東根市中央一丁目11番3号	53-6636	43-2910	株式会社まごころ
ゆいケア	東根市温泉町二丁目2番20号	43-5678	43-5679	株式会社結

### 地域密着型通所介護（原則として、要介護1～5の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
にこにこファミリアデイサービス	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
デイサービス 和っしよい	東根市本丸南1-7-1	53-8677	53-8677	合同会社和

### 認知症対応型通所介護（原則として、東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
デイサービスセンター第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1132	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
デイサービスセンター白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2784	44-2883	社会福祉法人 東根福祉会

### 通所型サービスA（原則として、要支援1・2、総合事業対象者の東根市内の方のみが利用できます）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
いしかわ接骨院	東根市大字蟹沢403番地	43-2045	43-5705	公益社団法人 山形県柔道整復師会
下山接骨院	東根市板垣大通り22号	48-3445	48-3445	公益社団法人 山形県柔道整復師会
原田整骨院	東根市中央西2番1号	43-2563	43-2563	公益社団法人 山形県柔道整復師会
ひがしね接骨院いとう	東根市温泉町一丁目16番8号	41-1622	41-1622	公益社団法人 山形県柔道整復師会

### 通所リハビリテーション（デイケア）

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
山形ロイヤル病院デイケアセンター	東根市大森二丁目3-6	43-8080	43-8227	医療法人財団明理会
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会

### 訪問介護

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会
ニチイケアセンター東根	東根市神町東一丁目17-30	49-1551	49-1552	株式会社ニチイ学館
にこにこヘルパーステーション	東根市温泉町二丁目1番19号	41-1125	41-1124	有限会社 にこにこらいふ社
ニチイケアセンター東根北	東根市小林一丁目4番1号 ICパレス1階A号室	48-6456	48-6457	株式会社ニチイ学館
ホームケアなごみ	東根市中央二丁目8-11 パートナーE	48-9690	48-9691	株式会社NEXT STAGE
ヘルパーステーション もり	東根市本丸西四丁目1番48号	48-7739	48-7749	医療法人 延世会
訪問介護事業所 清	東根市大字野川1318番地	53-6732	53-6733	株式会社シンセイ

### 訪問リハビリテーション

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
山形ロイヤル病院 訪問リハビリテーション	東根市大森二丁目3-6	43-8080	43-8227	医療法人財団明理会
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会

### 訪問看護

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
訪問看護ステーションにじ	東根市温泉町三丁目4番38-110号	53-6424	53-6404	ドリーム株式会社
医療法人財団明理会 山形ロイヤル訪問看護ステーション	東根市大森二丁目3-6	53-6815	53-6816	医療法人財団明理会
訪問看護ステーション もり	東根市本丸西四丁目1番48号	48-7739	48-7749	医療法人 延世会

### 訪問入浴介護

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
東根市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	東根市中央一丁目3-5	53-8211	42-1350	社会福祉法人 東根市社会福祉協議会

### 福祉用具貸与・販売、住宅改修

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
さふらん東根店	東根市大字蟹沢1790-2	43-1234	53-6660	有限会社本間商会
株式会社ライフケアサポート	東根市温泉町一丁目13番10号	43-6833	43-6832	株式会社 ライフケアサポート
株式会社かんきょう山形支店	東根市大林二丁目1番3号	43-0294	43-5963	株式会社かんきょう

**短期入所 生活・療養介護（ショートステイ）**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会
短期入所施設白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2366	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
短期入所施設第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1121	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
ショートステイおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
短期入所生活介護事業所ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8802	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会

**特別養護老人ホーム（原則として、要介護3～5の方のみが利用できます）**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
特別養護老人ホーム白水荘	東根市大字野川2074-99	44-2366	44-2376	社会福祉法人 東根福祉会
特別養護老人ホーム第二白水荘	東根市大字蟹沢897-1	41-1121	42-6121	社会福祉法人 東根福祉会
特別養護老人ホームおさなぎ	東根市中島通り一丁目25号	47-1234	47-4888	社会福祉法人明東会
特別養護老人ホームソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8800	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会
特別養護老人ホームおおとみ	東根市大字羽入2072番地1	53-1250	53-1251	社会福祉法人 ユトリア会

**地域密着型特別養護老人ホーム（原則として、要介護3～5の東根市内の方のみが利用できます）**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
地域密着型特別養護老人ホーム 本丸ホーム	東根市本丸南一丁目10-16	43-6980	43-6981	社会福祉法人 東根福祉会

**介護老人保健施設（要介護1～5の方のみが利用できます）**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
ナーシングホームさくらんぼ	東根市大字野田1921番地	36-0017	36-0018	医療法人敬愛会

**認知症対応型共同生活介護（原則として、要支援2・要介護1～5の東根市内の方のみが利用できます）**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
グループホームさくらんぼ	東根市大字野田1924番地	41-2828	43-1001	医療法人敬愛会
ニチイケアセンター神町 グループホームニチイのほほえみ	東根市神町東一丁目16番58号	49-2821	49-2822	株式会社ニチイ学館
グループホームソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番15号	43-7727	43-7728	社会福祉法人 たいよう福祉会
グループホームとうごう	東根市大字泉郷386番地1	41-5022	41-5023	株式会社 東北福祉サービス

**特定施設入居者生活介護**

事業者名	住所	市外局番(0237)		法人名
		電話番号	FAX	
特定施設入居者生活介護事業所 ソーレ東根	東根市温泉町二丁目5番3-5号	53-8811	53-8801	社会福祉法人 たいよう福祉会